

平成 2 2 年旭市議会第 4 回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 平成 2 2 年 1 2 月 7 日（火）

付議事件.....	1
出席委員.....	1
欠席委員.....	1
委員外出席者.....	1
説明のため出席した者.....	1
事務局職員出席者.....	2
開会.....	3
議案の説明、質疑.....	4
議案の採決.....	1 4
所管事項の報告.....	1 5
請願の審査.....	2 7
請願の採決.....	3 1
意見書案の説明.....	3 1
閉会.....	3 3

文教福祉常任委員会 平成 2 2 年 1 2 月 8 日（水）

付議事件.....	3 7
出席委員.....	3 7
欠席委員.....	3 7
委員外出席者.....	3 7
説明のため出席した者.....	3 7
事務局職員出席者.....	3 8
開会.....	3 9
議案の説明、質疑.....	4 0
議案の採決.....	4 6

所管事項の報告.....	4 7
請願の審査.....	5 8
請願の採決.....	6 1
意見書案の説明.....	6 1
閉会.....	6 4

総務常任委員会 平成 2 2 年 1 2 月 9 日（木）

付議事件.....	6 7
出席委員.....	6 7
欠席委員.....	6 7
委員外出席者.....	6 7
説明のため出席した者.....	6 7
事務局職員出席者.....	6 8
開会.....	6 9
議案の説明、質疑.....	7 1
議案の採決.....	8 8
所管事項の報告.....	8 9
閉会.....	9 2

建設経済常任委員会

平成22年12月7日（火曜日）

建設経済常任委員会

平成22年12月7日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

《付託請願》

請願第 4 号 T P P 交渉参加反対に関する請願

出席委員（7名）

委員長	滑川公英
委員	高橋利彦
委員	嶋田哲純
委員	宮澤芳雄

副委員長	平野忠作
委員	日下昭治
委員	伊藤保

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長	林一哉
----	-----

議員	島田和雄
----	------

（請願紹介議員）

説明のため出席した者（24名）

副市長	増田雅男
農水産課長	堀江隆夫
都市整備課長	伊藤恒男
水道課長	小長谷博
農業委員会事務局長	伊藤浩

商工観光課長	横山秀喜
建設課長	北村豪輔
下水道課長	佐藤邦雄
国民宿舎支配その他担当員	増田富雄
	15名

事務局職員出席者

事務局 長 堀 江 通 洋
主 査 穴 澤 昭 和

事務局 次 長 向 後 嘉 弘

開会 午前 10 時 0 分

○委員長（滑川公英） おはようございます。

大変お忙しい中、大変ご苦労さまでございます。

12月に入りまして、普通であれば、もっと寒くなって当たり前ですけども、異常気象だか、ここ何日も11月の初めくらいの陽気で、何か農業に関してはいいんだか悪いんだか、大変心配しているところです。

これから委員会に入りますけれども、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、島田和雄議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしますので、ご了解をお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしますので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10 時 2 分

（傍聴者入室）

再開 午前 10 時 2 分

○委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） おはようございます。

委員の皆さんには、本当に大変ご苦労さまでございます。

本日は、本会議におきまして付託いたしました一般会計の補正予算の1議案と請願1件について審査をしていただくことになっております。どうか慎重なるご審議をお願いいたしま

して、簡単ではございますけれどもあいさつに代えさせていただきます。

大変ご苦労さまでございます。

○委員長（滑川公英） どうもありがとうございました。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、先ほど議長さんのお話にもございましたけれども、議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ議案を可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、1点、報告させていただきます。

内容は、第3回定例会において繰越明許をお願いいたしました街路整備事業（谷丁場遊正線）のＪＲ総武本線をまたぐ橋梁下部工事についてでございます。この件につきましては、今定例会開会前に、建設経済常任委員会の委員の皆様方及び議会運営委員会にも報告させていただきましたが、昨日6日に入札を実施し、落札候補者が決定しましたので、今議会に追加提案すべく準備を進めておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、内容につきましては、所管事項の中で担当課より報告いたさせます。

以上、整いませんがあいさつとさせていただきます。本日はどうもご苦労さまでございます。

○委員長（滑川公英） どうもありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（滑川公英） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月30日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項についての1議案であります。

それでは、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第1号、一般会計の補正予算につきまして、農水産課にかかわります事項につきまして、若干説明をさせていただきます。

補正予算書のほうの歳入関係の10ページをお開きいただきたいと思います。

10ページに、14款県支出金、2項の県補助金、その中の5目の農林水産業費県補助金、これがございます。その中の農業費補助金、3つ、今回、歳入を見込ませていただきました。

1つは、「園芸王国ちば」強化支援事業費補助金、もう一つは、経営体育成交付金、さらにさわやか畜産総合展開事業費補助金でございます。それぞれ中身につきまして、若干時間をいただきまして説明させていただきます。

お手元の資料の中に、議案第1号、農水産課という2枚の資料を見ていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

この1ページ目のほうに、この「園芸王国ちば」強化支援事業の中身が記載をされております。ご承知のように、園芸産地の生産力強化を図るために、ハウス等の園芸生産施設、あるいは省力作業機械等の機械、あるいは施設の整備を支援する。さらに、実は老朽化した温室等の園芸生産施設の改修等も支援する。これは全額県の補助金で実施をされているものでございます。

中身的には記載のとおりにありますように、生産力強化支援事業、この中に共同して使います共同利用機械・施設等整備型、これが実は補助金としまして3分の1以内ということになっております。この共同というのは3戸以上を表しております。さらに、認定農業者等整備型、これは認定農業者であれば、1人でも整備につきまして県から支援を受けられる、この補助率が4分の1でございます。一番下には園芸施設のリフォーム支援事業ということで、園芸施設の鋼材及び被覆資材等の改修・更新、こういうものにつきましては4分の1以内、支援をします。これが実は県の補助事業として仕組まれております。今回、事業費等が農家からの要望が多い、そんな中で補正をさせていただく。そういうことで歳入としまして1,345万9,000円を計上させていただきました。

さらに、2ページ目のほうを広げていただきたいと思います。

これにつきましては、経営体育成交付金でございます。一番上のほうに5億8,300万円という記載が括弧で示されております。これは先般、11月26日に成立しました2010年の補正予

算、この中での実は事業メニューでございます。対策のポイントの中に幾つか書いてありますけれども、特に今回につきましては、雇用創出効果ということで、農村における雇用を確保する、そういうキーで、雇用を確保する農業経営体におきまして、農業機械あるいは施設の整備につきまして国が支援をするということになっております。

具体的中身につきましては、中段にあります内容の1、融資主体型補助でございます。これにつきましては、経営体が融資を主体としまして農業用機械施設、こういうものを導入する場合に、融資残の自己負担、これにつきまして補助金が交付されることになっております。

補助金につきましては、融資残、これの10分の3、事業費の10分の3、これを上限として国から支援をされることになっております。

事業主体につきましては、担い手育成総合支援協議会等ということで、旭市につきましては、市が事業主体で今回この事業に取り組みをしたいということで考えております。

補助金の流れは、国から県、県から市、市から今回事業を実施したい農業者の方に、国の補助金が回ってくる、そういう仕組みでございます。そんな関係で補助金の中に仕組ませていただきました。総体的に3,255万5,000円という歳入を見込ませていただいております。

さらに3つ目に、さわやか畜産総合展開事業につきまして、3ページのほう、お目通しいただきたいと思います。

この事業は、千葉県単独の補助事業でありまして、畜産農家のいろんな環境整備、それに対しまして支援をする事業でございます。

事業の1つとしまして、総合整備事業、これにつきましては、堆肥化施設、あるいは浄化槽の処理施設、そういうものにつきまして、県が5分の2、40%を支援する。県が支援しました補助金の4分の1以上を市町村が補助をする、そういう実は事業の仕組みになっております。上限としましては、県と市合わせまして50%以上、そういう中身になっております。50%が上限ということで仕組ませていただいております。

さらに4ページ目のほう、広げていただきたいと思います。この中には周辺環境整備事業、それと機能向上整備事業、それぞれ記載があります。におい対策等につきましては脱臭施設、それにつきましても支援が受けられる。県の支援が5分の1、20%、それに対しまして、県が支援をした分の2分の1、これが市町村の義務負担になっております。そんなことで、この周辺環境整備事業、県・市合わせまして30%の支援内容になっております。

さらに、機能向上整備事業、これにつきましては、いろんな機械の装備等につきまして支援をいただくものであります。併せまして、支援率につきましては県が20%、市が県の半分

というようなことで、30%になっております。今回、この事業につきまして、314万3,000円を見込ませていただいております。これが歳入関係でございます。

さらに、ページ数で22ページのほうをお開きいただきたいと思います。

しからは、今回、補正の中で「園芸王国ちば」強化支援事業、これにつきまして若干、本年暮れになってきまして、農業者の方の希望意欲、これが大分強まってきまして、追加の申請がございました。現在、実は手が挙がっている方、あるいは着工中、現在の着工中が13件、それと県のほうに申請してあります案件が2件、さらに現在4件の方が手を挙げて、この園芸王国ちばで事業を実施したい、そういうことで19経営体から手が挙がっております。

その中には、特に多いのがハウスの規模拡大、それと併せましてカーテン施設の整備、あるいは暖房機の更新、こういうものが含まれております。

総体的に事業費ベースとしましては4億4,400万円ほど、実は手が挙がっているわけでございます。すべて今、手が挙がっている坪数で申し上げますと3万3,399平米、坪数にしますと1万120坪、大きな面積がこの県の支援で1万坪に及ぶ面積が整備されるところで考えております。

今回、当初予算で9,252万円、これを実は見込んでいたんですけれども、今回、精査しまして、農業者の方、特に来年4月以降やりたいという方が一部、もう今年になってやりたい、そんな方もいまして、今回、実は1億597万9,000円、そういう事業費として今回新たに事業を実施したい。そんなことで今回、追加としまして1,345万9,000円、これを計上させていただきたい、そういうことで提案をさせていただいております。

本予算につきまして、県全体での枠2億5,000万円あるわけですが、旭市の中で、全体的には43%、これを使わせていただく、そういう中身になっております。

さらに、農業経営基盤強化促進事業の中の経営体育成施設整備事業助成金でございます。これにつきましては、先ほど言いました国の事業でございます。今回、認定農業者等に対しまして、急遽な事業でありましたので、平成23年に事業が挙がっている方々にご連絡をしまして、その中で15経営体、この中でトラクター、あるいはいろんな機械を導入したい、そういう意向に基づきまして、総事業費1億1,398万円、これが事業の中身で提案されております。その中で国の支援30%を受けたいというようなことで、3,255万5,000円を補正させていただきたいということでございます。

今回この15経営体で事業の施設整備が済みまして、常時雇用で20人、臨時雇用で日としまして2,545日、そんなことで常時雇用、臨時雇用を含めまして年間延べ人数7,345人、こうい

う雇用が農業の中で見込まれる、そんなことで事業を申請してございます。

現在、申請の中身につきましては、千葉県で旭市のみが手が挙がっております。国全体でも、先ほどの5億円の枠の中に旭市の事業費は入っているということです。要は競争相手がいないというようなことで、あとは事業の中身を精査していただきまして、採択に結びつけられるのかなと、そういうふうに考えております。

それと、さわやか畜産総合展開事業につきましてでございます。

これにつきましては、2件、県の補助金等を活用して補助事業を予定をさせていただいております。1件目は、3戸のうずら組合で施設を整備をしたい、そのようなことで、ウズラの堆肥舎等を建設したいということでございます。

それともう一点は、畜産農家、養豚農家のほうで堆肥の運搬車、これを整備をしたい、そんなことで県、それと市の補助金を見込ませていただきまして、補正措置としまして418万4,000円、これを計上させていただきました。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 建設課所管の事項について補足説明を申し上げます。

24ページをお願いします。

8款2項3目道路新設改良費の説明欄1番、南堀之内バイパス整備事業について説明させていただきます。

4,200万円の追加は、関係地権者の協力が得られる見込みがついたことや、税務署協議が整ったことから、事業実施について用地購入費、補償費を追加させていただくものです。

次に、5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費ですが、蛇園南地区流末排水整備事業、旭中央病院アクセス道整備事業、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業、3事業につきましては、関係機関との協議に不測の日数を要しており、年度内の工事完成が困難であると見込まれるため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

以上です。

○委員長（滑川公英） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 24ページの土木費の南堀之内バイパスの整備事業ですか、これは

4,200万円の補正になっていますが、その中で公有財産購入費3,000万円、これは道路のメーターにしますとどのくらいなのか。

それから、それに伴いまして補償補填及び賠償金ですか、これがかなり、1,200万円という金額になっていますが、これは主なものはどういうものか、その辺をお尋ねします。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） まず用地費の関係ですけれども、メーターよりも個人で、今年予定しているのは8名くらいですか、買収する地権者が8名を予定しておりまして、一応、用地買収は面積とすれば26筆くらいですか、あとそのうちの田んぼが8筆、畑が11筆、雑種地が1筆、山林が6筆というような形で計画しております。

これはまだ相手がいることですから、予定しても買えなければあれなんですけれども、一応そういった予定で、あと物件に関しては、ハウスと立竹木ですか、その関係ですね、あと面積に関しては、買えた場合の面積になりますので、面積も一応あれですか。

（発言する人あり）

○建設課長（北村豪輔） メーターですか、メーターはちょっと、筆でやってますので、ちょっとそこまで計算してはいないんですけれども、筆でちょっとやっていたので、メーターはどのくらいかというのは、ちょっと出してはいないんですが。

（発言する人あり）

○建設課長（北村豪輔） 平積はちょっと出してあったんですが、メーターはちょっと出していなかったものですから、すみません。

○委員長（滑川公英） そのほかには。

嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 繰越明許費でございますが、これはいつごろまでに解決つきますかね、税務署関係が。道路のほうの蛇園の流末排水と中央病院のアクセス道路、それから飯岡海上連絡道のこれは繰越明許費でございますが、これはいつごろまでに分かりますか。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 連絡道に関しては、今、警察のほうの交通規制課のほうと協議しておりますので、今年度中には用地買収に入る予定にはなっておりますけれども、あと排水に関しては、この議会で繰越明許費が議会で可決された後に、すぐ発注する準備にはなっております。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

- 委員（日下昭治） 今、関係する今の項目、高橋議員と嶋田委員のほうの話の中に関係するわけでございますけれども、過日、議案質疑の際に、若干、堀之内遊正線でしたっけ、この22ページ……

（発言する人あり）

- 委員（日下昭治） すみません、堀之内バイパス整備事業でお聞きしたいわけでございますけれども、この際、補助率55%、合併特例債を使うとかなり少なくなるということですが、補助率というと、ここに補助が入っているんですか、この補正の中に、それをまず伺いたい。

それと併せて、蛇園の、先ほど今、嶋田委員の話がございましたように、連絡道の関係も何かそのような話をされているんですけれども、そういった55%の補助率というのは、もう既にそこで決まっているものなのか、今後見込むということなのか、その辺を含めてちょっとお願いします。

- 委員長（滑川公英） 建設課長。

- 建設課長（北村豪輔） この南堀之内バイパス整備事業ですけれども、とりあえず今年度は補助率は55%は決まっておりますけれども、まだ国からの交付金が決定しておりませんので、とりあえず今回は歳入歳出だけを計上いたしまして、交付金が決まった段階において、また補正なりなんなりして、例えば恐らく増えることはなく、多分減ることはあっても、多分増えることはないと思うんですけれども、その1年で歳入のほうは調整するという形になると思います。

ですから、今回は交付額は決まっておりますので、一番当初に申請した額で歳入は決まっておりますので、交付決定額が来ましたら、その額が幾らになるかによって、また歳入のほうは代わってくると思いますけれども、今回は歳出だけで計上してございます。

それとあと蛇園に関しても、一応ここに同じ事業ですので、補助率は55%ですね、連絡道の関係ですね。

- 委員長（滑川公英） 日下委員。

- 委員（日下昭治） そうすると、補助率55%は見込んでいるということですね。例えば今、これは交付税が一括交付金になるとか、そういったものによって、かなり要素が変わるということも想定されるわけですよ。それと併せて合併特例債を使うことによって、蛇園の連絡道路の話ですけれども、16億円が2億円ぐらいでできると、それにしてもちょっとおかしいと思いますよ、説明の仕方、そうじゃないですか。交付税だって決まっていなわけでは

よ。算定の基礎はそういう形になろうかと思いますけれども、交付税というのは市で決められるわけではないですよ、これは何回も私、念を押しますけれども、そうしますと、そういった想定をした中で説明しているというのは分かるんですけれども、その辺は聞く人は違うんですよ、市民ていうのは。もうこれでできるんだと、そういう形になる。例えば今までの交付金の方法と違って一括交付金になると、国が。そうしますと、例えば今やっている工事、歩道が3メートルだとか、何が何だと規制がありますけれども、例えばそういったものも多少違う形に動くということもあるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどう考えておりますか。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） とりあえず補助率は55%は決まっておりますので、これは変わらないと思いますけれども、ただ、来る交付額は、例えば申請幾らとやっても、向こうで幾ら使った事業費の形の補助率は決まってくるから、その分に関しては、その分、申請の額、ぴったりいただけるかどうかは、それは分かりませんが、なくなった分に関しては、この間、財政課長も説明していたとおり、あとは合併特例債で施工するような形になるのかなという形ではありますけれども。

来る補助率というのは、あれは55%というのはもう決まっています。ただ、うちが例えば10億円と申し込んでも、例えば向こうが7億円だという形になれば、当然、補助率は同じ55%ですけれども、来るお金は下がりますから、その分は例えば合併特例債を利用して工事をしたいという形で考えておりますけれども。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） そうしますと、例えばこの土地の購入も補助金の対象になるんですよ。そうすると、この時点でも補助金を使わなければならないと思うんですよ。そうしますと、ついていないということは、今後のものは55%プラスこの分として計算できるということになるんですか。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） この事業は、これだけではなくて、地域からの社会資本整備総合交付金というのは、全体の事業の中で結構本数がございますので、その中で流用するような形になると思いますね。

例えば、この事業、海上連絡道と、南堀之内バイパス、それから排水整備事業と3事業同じ補助事業なんですよ。ですから、その中で幾ら補助率、例えばお金が来ますと、その中で

流用してもいいと。例えば排水に関しては排水だけの補助事業ですけれども、南堀之内と海上連絡道の補助事業は同じ補助事業で、流用がききますので、その中で例えば用地購入も、例えば蛇園で買えなかったら南堀之内で使ってもいいと。南堀之内が使えなかったら蛇園に使ってもいいという、そういう形の流用は補助事業の間でできますので、その中で流用するような形になりますので、それは可能だと思いますけれども。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） 大変しつこいようですけれども、例えばそうしますと、当初予算、道路新設改良費の中で国庫支出金 2 億 2,489 万 4,000 円ですか、そういった金額が国庫支出金として入っているわけですね。その中にその部分が入っているということで、例えばこの部分にどのくらいというのは、その仕分けはされていないかもしれませんが、しかし、そういったものも仕分けせざるを得ないわけでしょう、この 2 億 2,000 万円の中において。2 億 2,000 万円、国庫支出金があるわけですよ。その中に含んでいるということでしょう、これは。そういうことになりますよね。

そうしますと、例えばこの繰越明許をしました 2 億円の中には、どのくらい補助金があるのか、補助金が含まれているのか、そういったものを説明してもらわないと、ちょっと分からないと思うんですよ。ただ、毎年 2 億円あります、今年は 2 億 5,000 万円ありました、1 億 9,000 万円ありましたということだと思いますけれども、例えばこれは長期にやるわけですよ、これは 5 年計画でしょう、連絡道というのは。そうしますと、その当年度にどのくらい、このうちの補助金があるということ、やはりその辺を出してほしいと思うんですよ。そうでないと、補助金あります、55% あります、55% ありますと言われたところで、例えば総額で 10 億円のものに 5 億 5,000 万円来るということではないんですから、その辺をぜひ今後の中として、もう少し詳しく説明してほしい。そうでないと、例えば我々も補助金 55% ありますよと皆さんが言うわけでよ。それを聞かれたときに、私は説明できないんですね。例えば 16 億円、当初、総額で連絡道路を予想していますけれども、例えば何回も言いますが、それを 5 年かけるときに、地所だけぽんぽん買ったら駄目だよと。やはり 1 年 1 年決めてほしいと。そうでないと、例えば県がやった仕事でしょうけれども、この大正道路、東側にぽこぽこっと蛇が卵を飲んだような状態にしてあるんですよ。ああいったことをすると、それだって当初計画はきちりやれる計画だと思います。しかし、現実にああいう事態が起きるわけですから、やっぱり年度年度にきちと決める、ここはどうしてもそこに関係するところで、多少するところもあるかもしれませんが、そういった形の中で、こ

という形であって、ここの中にはどのくらい補助金がありましたよということで、やはりそういう形で説明してほしいなと。そういうことをぜひ今後、考えてみてください。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 園芸王国ちばの強化支援事業ですか、これでハウスの補助金の関係なんですが、今回のこの事業において、一応規模拡大と、それから何といいますか、新規就農、それからＵターン就農ですか、それらの比率はどういうふうになっているのか。また、そういう中で、これはちょっと前のことを聞きますと、この趣旨からちょっと反するんですが、できたらお答えいただきたいと思うんですが、過去のこういう事業の中で、その比率はどのようになっているか、もし分かればその辺も含めてお答えいただきたいと思います。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、規模拡大と、例えば施設が今まであって老朽化して、それを建て替えるとか、そういう意味かと思いますが、実は今回、県の事業で今までになく、ちょっと県が考えてくれまして、老朽化した施設を建て替えるときは、実は今まで駄目だったんですね。もう２年くらい前からですか、県がこの事業を新たに、園芸王国ちばということで、農業算出額、茨城に追い抜かれた、これはやはり施設園芸を大事にしたいというようなことで、実は２年前から建て替えについても認めてはいますけれども、現状はあまり大きな建て替えはない。ただ、今回、申請の中で確認させているのは、１件は建て替えしてやりたいということで申請が上がってきております。現状の中では、ほとんどが規模拡大ということで我々は認識しております。

それと、委員のほうからも、新規就農とかＵターン、あったわけですが、Ｕターンというのではないと思います。

ただ、せがれが二・三年やってあって、園芸を規模拡大したいというそういう意向の方は全体でパーセント的には約２割から３割ぐらいの農家の中では、後継者が就農するようになってという、そういうことは聞いております。

そんなことで、過去の事業につましてということですが、過去は一切、規模拡大のみという支援でしたので、それでよろしく願いしたいと思います。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、農業関係のこういう補助絡みの事業ですか、これはもうほとんどが規模拡大であって、新規就農、Ｕターン就農ですか、これはないということですね。

それからもう一点、南堀之内のバイパスの整備事業でございますが、土地買収の際に、意に沿わない地所を買わされる場合もあると思うんですね、端数が出て。それはどういうふう
に処理していくのか、その2点をお尋ねします。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） その場合は、市のほうで買うような形、例えば真四角の所が端数になるとか、その面積にもよりますけれども、そういったのは買収するような形にはな
ります。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 議員のほうから、規模拡大はというようなことでありましたけれども、現状、例えば壊して建てるとなりますと、その間、施設園芸の収穫がというか、生産
がなかなか継続できないというようなこともあるのかなと、そんなことで壊して建てますと
いうのは、あまり例がないというようなことで、表現させていただきました。

それと特に施設園芸の場合、土を使う場合に、新たな所で土壌がやせているところではな
くてというようなこともあるのかなというようなことで、ちょっと施設園芸につきましては、
大きな面積、例えば極端に言うと、先般は田んぼを埋めて畑にして、そこでハウスを建てた
い、そういう方も現実にはありました。

それと、新規の就農でありますけれども、施設園芸というのは、相当高度な技術も要する
というようなことで、表現的には私、悪かったと思いますけれども、就農してすぐというの
は、なかなかないと。ただ、就農して2年、3年、そこで培った技術で、そこで新たに規模
拡大したい、そういう方は多数いるということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（滑川公英） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（滑川公英） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項に

ついて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(滑川公英) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(滑川公英) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

農水産課長。

○農水産課長(堀江隆夫) それでは、すみません、農水産課のほうから3点、ご連絡というような形で時間をいただきたいと思います。

お手元の資料、農水産課ということで資料を入れさせていただいております。2枚、4ページのものでございます。これに従いましてご説明をさせていただきます。

1点目につきましては、1ページ、水田における家畜堆肥の利活用講習会というようなことのご案内でございます。

現在、いろいろな所で耕畜連携という、例えばえさ米を稲作農家が作って、畜産農家に利用していただく、こういうものを耕畜連携でありますけれども、もう一つ、実は家畜堆肥を、これを有効活用したい、そんなことで今回、講習会を開催予定しております。

特に今回は畑ではなくて、田んぼで、旭市は広い田んぼがあります。その中で特に田んぼで堆肥を活用して何かうまく農家の所得アップにならないのか。特に今回、化学肥料等の高騰もまた想定されております。そんなことで田んぼでの何か家畜堆肥の利活用というようなことであります。

日にちは12月9日、今週の木曜日でございます。朝10時から夕方までということで、午前中は干潟地区の万力 期地区の土地改良事業をやりまして、まだ1年たっていない所、ここが例えば耕作土を大分移動しまして、土壌の改良が必要だという、そういうことも一部あるのかなと、そんなことで、ここに堆肥をうまく活用して、田んぼで土地改良事業をやって、やはり収量が上がったと、そんなことをやはり目的としたいというようなことで、午前中、マニアスプレッダー、あるいはライムソーワの堆肥の散布、こういうものを現地で実演をさせていただく。

午後、基調講習会のほうに入りまして、今回、東京農大の土壌学では全国でも第一人者の方であります後藤先生に来ていただきまして、基調講演をしていただいて、その後、3名の方から事例の発表等をしながら、今回、家畜堆肥を水田でというようなことで、農業者と県の関係、あるいは国からも職員が来ていただく予定であります。そんなことで一日勉強会をさせていただく。もし、議員の皆様方も時間がありましたら、ぜひ、ご出席いただければと思います。よろしくお願いします。

その次に、本会議の一般質問の中でもちょっと話をしましたけれども、水産を大きくPRしようというようなことで、今回、12月26日に、いいおか荘の前、玄関の前のほうの駐車場で、朝市を開催をしたいということで考えております。9時から一応売り切れまでということで、ちょっと括弧書きで小雨決行ということで、先般の海上の産業まつり、大雨の中でちょっとあったもので、今回は小雨の中では決行しますよという、そういう表現をさせていただきました。そんなことで開催をいたします。

特に魚だけではなくて、花あるいは畜産関係、あるいは野菜関係も今、出店していただく、そんなことで呼びかけをした資料でございますので、後でお目通しいただければと思います。

あと、3ページ目、4ページ目に、耕作放棄地の再生利用緊急対策の概要ということで掲げてございます。特に4ページ目、一番裏を見ていただきたいと思います。

現在、実は国から県に基金としまして平成21年から補助金2億5,000万円、実は来ております。また県に確認しましたところが、約2億円以上は残っていますよということで、これをうまく活用してということで、今回ここにあります耕作放棄地、旭市にはいろいろ、うちのほうの課の職員が航空写真等で確認しました中では、500町歩に及ぶ耕作放棄地がある、そんなことも確認してございます。それを少しでも減らしたいというようなことで、この国の事業を活用したいなということで今、動きをしております。

どういう事業かということですが、ここの真ん中辺にあります。いろいろ耕作放棄地の荒れている程度に応じまして、10アール当たり3万円から5万円、こういうものが支援をされるところでございます。機械を使った場合のいろんなものにつきまして、国が支援をする。さらに10アール当たり3万円、5万円では足りないよという場合、大きな機械を使うような場合、こういう場合につきましては、経費が高額となる場合、これは補助率2分の1以内でさらに国が支援をいただける。

それと、ただ耕作放棄地をきれいにしただけでは、次の営農のステップにならない、そんなことで、土づくりに対しまして、例えば堆肥を入れるときのいろんな散布経費、そういうもの、あるいは有機質資材の投入、そういうものにつきましては、最大で2年間10アール当たり2万5,000円の支援がいただける。

さらに、作物の作付けということで、これは例えば種代とか、あるいはマルチ代とか、そういうものにつきまして1年間10アール当たり2万5,000円の支援がいただける。この水田は除くということを書いてございます。これは何を言っているかということですが、水田につきましては、飼料用米等を作りますと、国が8万円、これの助成をしております。

そんなことで耕作放棄地はなるべく飼料米等を作っていたきたい、こんなことで8万円とこの2万5,000円、これはダブってはいけない、そんなことで水田につきましては8万円のコースを狙っていたきたい、そんなことで水田は除くということになっております。

現在、こういう事業につきまして、耕作放棄地を活用してみたい、そういう方につきましては、先般、会議を行いまして事業の趣旨等につきまして説明をしたところでございます。なるべく4月から作物を作るような形で、1月、2月、3月、年を明けてからこの耕作放棄地対策につきまして農業者の方に現地で直接汗を流していただいて、少しでも解消に努めていきたい、そういうふうに考えていますので、議員の皆さん方も、こういう事業があるということで、よろしくご指導いただければと思います。

ただし、これにつきましては、農振の農用地とか、あるいは自分で耕作放棄地を作った方、その方が自分で今度は営農を再開したい、これは無理ですよということで、あくまでも耕作放棄地がある、それを私が使いたいという、そういう方についてののみということでご理解いただきたいと思います。

以上、資料に基づきましての3点、ご説明ということでよろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 都市整備課から2点、ご報告をさせていただきます。

初めに、先ほど副市長からもお話がございましたように、谷丁場遊正線につきまして補足してご説明をさせていただきます。

谷丁場遊正線にかかわる橋台部の工事でありますけれども、繰越明許を第3回定例会で設定をいただいております、10月末に詳細設計を終了いたしまして、一般競争入札により契約事務を進めてまいりました。

別添に資料、A3の図面をおつけしてございますので、そちらをご覧くださいと思います。

この図は、谷丁場遊正線の上段の図ですけれども、全体図でありまして、今回発注いたしましたのは、下の図の中央部にありますJRと道路の交差する橋台部の工事でございます。

この工事につきましては、昨日、一般競争入札が行われまして、開札の結果、落札者が決定しましたので、この場で報告をさせていただくものでございます。

工事の名称は、道路新設工事（橋梁下部工）でありまして、契約の方法は一般競争入札、落札金額は1億1,067万円、落札者は、市内の阿部建設株式会社でありまして、工期は平成23年9月30日までとなっております。ちなみに予定価格は1億5,481万2,000円、落札率は71.48%でございます。

この案件につきましては、今議会、12月の当初提案を目標に事務を進めてまいりましたが、一般競争入札の事務手続き上、どうしても一定の期間が必要になるということで、結果として昨日が開札日になったものでございます。

なお、当該案件にかかわる契約議案につきましては、今後に落札業者と仮契約を締結した後に、最終日の本会議に追加提案させていただく予定でありますので、よろしくお願いをいたします。

次に、所管事業につきまして報告をさせていただきます。

文化の杜公園についてであります、本年度がまちづくり交付金事業の最終年度となるものでありまして、当初予算で4億円の工事費をいただき事業を進めてきたものでございます。昨年度は公園全体の造成工事と雨水排水工事を発注いたしました。本年度は事業の最終年度となりますので、これらを考慮した中で1年を通して工事の種類や工法などを念頭に、計画的に工事を発注してまいりました。現状をご覧くださいと、あまり工事が進捗していないように見受けられるかと思いますが、これまで中央部と仁玉川沿いの園路の新設工事を初め、地下に埋設される工事、汚水排水、給水、散水設備等の工事を優先して発注してきたものでございます。

現在、4件の工事につきまして入札手続き中でありまして、全体では約7割の工事を発注いたしました。今後は年明け早々に電気設備工事を初め、運動施設、これはテニスコートでございますが、それから植栽工事、休憩施設等を順次発注してまいりたいと考えております。

冒頭にも申し上げましたが、本年度が事業の最終年度となりますので、年度末の完成に向けて最大限努力してまいりますが、結果として繰り越しをせざるを得ない工事が出てくることも予想しているところでございます。あらかじめこの件につきましてご報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、袋公園について申し上げます。

袋公園につきましては、用地取得を初めとして、工事につきましても順調に進捗しておりまして、年度末の完成に向けて努力をしております。来春の桜まつりの開催までには供用開始したいと、このように考えているところでございます。

都市整備課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） ありがとうございます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） それでは、いいおか荘の10月末までの利用状況及び収支状況について報告させていただきます。

まず、宿泊人数でございますが、22年度、ここの表にございますように、合計欄で10月分までの合計7,861人、前年度と比較いたしましてマイナス11人となっております。ここにはちょっと書いてございませんが、11月分につきましても、ちょっと出ておりますので読み上げさせていただきます。11月の22年度の宿泊人数1,073人、前年度が879人であったので、増減といたしましては194人、これを合計欄でまた合計いたしますと、11月末までの合計といたしましては、22年度8,934人、前年度が8,751人で、比較いたしますと183人の増となったものでございます。

続きまして休憩、これは宴会利用人数でございますが、ここでも11月分がちょっと出ておりますので、発表というか申し上げたいと思います。11月分、22年度340人、前年度304人、増減としましては36人となります。合計でございますが、11月までの合計いたしますと3,633人、前年度が3,579人でございますので、比較いたしますと54人の増となったものでございます。

続きまして、次の収支状況のほうをご説明いたします。

まず、収益でございますが、22年度合計、10月までの7か月分でございますが1億1,572

万8,234円、前年度と比較いたしますと652万998円の収益の増となったものでございます。

続きまして、費用でございますが、22年度1億1,997万7,521円、前年度と比較いたしました593万8,088円の減でございますが、この費用の減ということで593万8,000円の改善となったものでございます。

続きまして、利益でございますが、実際はこれは損失でございます。22年度は424万9,287円、前年度と比較いたしまして1,245万9,086円の改善となったものでございます。この大きな理由といたしましては、22年度1,031万円の観光拠点補助金というのをいただいております。その辺と、あとプールの補助金が22年度と21年度を比較いたしますと133万1,000円ほど多くなっております。それを差し引きますと前年度と比較いたしますと81万8,000円の改善というような形になろうかと思えます。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 所管事項の報告は終わりました。

何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 行政にお願いしたいですけれども、デジタル化を今推進しているわけですが、テレビの映りがうちのほうは、これは違うのか……

（発言する人あり）

○委員長（滑川公英） いいじゃないですか、ここでなかったら……。

○委員（嶋田哲純） いいですか。じゃ、委員長のほうから許可を得たもので。

うちのほうのテレビの映りが悪いもんで、テレビ屋さんに聞いたら、うちのほうに後ろの山に千葉テレビの鉄塔があるんだよね、放送用の。それから電波を発してもらえば、山際のほうの映りがいいということで、ぜひ、市のほうにお願い、総務課のほうにお願いして、それを許可いただけるようにお願いしたいなということでお願いされたもので、ひとつよろしくをお願いします。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） 農水産課長、ちょっとお聞きしたいんですけれども、補助率ありますよね、補助率、大体、県等の補助率は、例えば5分の2あるいは5分の1以内、しかし、それに対する市の補助率が4分の1以上とかということになっていますよね、2分の1以上ということになるんですけれども、以上というのはどこまでの上限、以上ということになると2分の2までは、1になるまでは、ならなければ以上になると思うんですけれども、その辺は、

この表現だと、どういうことになるんですか。以内であれば上限をいっぱいということ、5分の2ということであれば4割だと。幾ら出ても4割だなと思いますけれども、そのうちの4割のうちの2分の1以上ということになると、4割を超さなければいいというような認識をしてしまうんですけれども、その辺はどういうことなんでしょうか、この辺は以内というのは、以内でなくて以上……。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、委員からご質問いただいたのは、畜産関係のさわやか畜産総合展開事業だと思います。

実はいろんな補助事業の中で、今、市への義務負担というのはあまりないということで、特に今あるのは県の畜産課の関係が唯一というような、あとは市町村の裁量にゆだねるというようなことで、この書き方は事業費の5分の2以内というようなことで、県は要するに40%以上はしないよ、以内ですよ。この以内という表現は、例えば補助金の総額がなくなったときに、場合によっては以内という表現ですので35%も実はあり得ます。もう予算はないですから35%でいいですかということで、そんなときも実は現実にあります。そういうようなことで、県は市町村に対して40%以内を出しますよと。

さらに、県が出したお金につきまして、ここですと県の補助金の4分の1以上25%以上、これは市でも負担してくださいと、そういう書き方でございます。そんなことでちょっと県の以内と市の以上というのがちょっと違いますけれども、必ず市は県が出したお金の25%以上は出さないと、この事業は成り立ちませんと、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） それは分かるんですよ。例えば以内というのは、ある程度一定のラインはあるということでしょう。以内というのは、例えば4割、県から出て、4割出なかったときに、ほかのもので合わせるためのものなのか、以上というのは。要するに3割5部しか出なかったとき、35%としか出なかった方と40%出た方と、合わせるための以上ということなのか、そうでなくて40%つけたものに対して、40%を超えないまでであれば、ごめんなさい、40%ではなくて、以上ですからあれですか、25%だよね、25%を超えなければいいのかということになると思うんですよ。ただ、調整するための以上なのか、そのいっぱいまでを持っていくということなのか、その4分の1から超えなきゃいいということですから、その辺の考え方というのはどういうことなんでしょうか、以上というのは、以上ですから。例えば4分の

1以上ということになりますと、最低が4分の1ということですよね。そうすると4分の4までは超えなければいいということになるわけですから、その辺はどういうことの基本、これは以上と以内というような形の考え方。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 県、国の補助金もそうでありますけれども、以内という表現はすべてしてございます。例えば最終的に、すべて国は、例えば50%で支援していきます。最終的に年度末になって、例えば極端に言うとも1,000万円お金があったと。でも、これは国が50%を支援すると、以上となっていますと事業が仕組めない場合があるんですね。ですから最終的に予算はこれしかない、だけれども、率的には例えば50%ではなくて45%なんですけれども、それでもいいですかという問いが来ます。そんなことで、そうすると農業者の方は、いや、50%でなくても45%で事業を実施したいという、そういうときには45%というようなことで、50%以内ですから45%でもいいですよということで……

（発言する人あり）

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、委員から言われたそういう意味ではなくて、市町村がこの事業に対して、例えば25%、これは義務ですよと。ただ、市町村が例えば臭気対策に対して、さらに必要な施設だということでは理解すれば、例えば県と同じように40%、それはいいですよ、市町村の裁量に任せますよと。ただ、今、委員言われたように、たまたま県のお金が少なかったから、それを市でカバーしろよと、そういう意味ではないということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） さっきちょっと聞き忘れたんですけれども、南堀之内ですか、あそこの不動産鑑定の価格ですか、それから旧干潟で買収した際の価格、それから公示価格はどうなのか、それをお願いしたいと思います。

それからもう一点、下水道計画、今作っておられますね。この計画、でき上がるのはいつなのか、また県への提出期限はいつになっているのか、その辺お尋ねします。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 工事価格ですけれども、今のところ概算で大体5億円弱ですね。

（発言する人あり）

○建設課長（北村豪輔） 地価に関しては、交渉を始めておりませんので、用地はまだ相手方

とまだあれはやっておりません。

(発言する人あり)

- 建設課長(北村豪輔) それはちょっとまだ把握、それは調べてはないんですけれども……

(発言する人あり)

- 建設課長(北村豪輔) ちょっと調べていない……、こちらの手元にはないんですけれども、ちょっと申し訳ないんですけれども。それは税務課へ行けば分かると思いますが、それはちょっと資料がなかったものですから、申し訳ありませんけれども。

(発言する人あり)

- 建設課長(北村豪輔) 鑑定の価格は、とりあえず出てはおりますけれども、まだ地権者と交渉しておりません。ちょっと差し控えてもらえればと思うんですけれども、まだ例えば幾ら幾らと出てはいるんですけれども、まだ相手と幾らとかというお話をまだ、議会を 통해서からお話しするような形になりますので、ちょっと差し控えてもらえればなと思うんですけれども。

(発言する人あり)

- 建設課長(北村豪輔) 何か県道沿いは九千何ぼだという話は聞いておりますけれども。

(発言する人あり)

- 建設課長(北村豪輔) 調べてありますけれども、ちょっと単価的に、ちょっと申し訳ないんですけれども、相手とまだ交渉、幾らですかと交渉しておりませんので、ちょっと差し控えてもらえればと思いますが。
- 委員長(滑川公英) 下水道課長。
- 下水道課長(佐藤邦雄) 下水道事業計画で見直しの業務委託の進捗状況ということだと思います。お答えします。

9月9日に入札を執行いたしまして、平成23年3月末の完成に向け、現在、鋭意努力して業務を進めているところでございます。

その業務の内容であります。平成22年度末における事業認可、202ヘクタールの整備済予定面積は167.6ヘクタールで、残り34.4%整備するについて、現下の財政状況を考えると、現事業認可期間である平成23年度末までに完了させることができないため、事業認可期間のみ3年から4年延伸するための業務でございます。

公共下水道事業が国の補助事業に採択を、これは内容でございます。それで……

- 委員長(滑川公英) 質問内容が違うんじゃない。

- 下水道課長（佐藤邦雄） 質問の内容でございますが、今年度中に完成させまして、来年度の下半期に申請するような形をとらせていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

- 委員長（滑川公英） 高橋委員。
- 委員（高橋利彦） 下水道計画ですけれども、3月の当初予算に組んであるのを、何で半年もしなくちゃ入札ができないのか。

それと、建設課長、やはり不動産鑑定の結果で買収云々言いますけれども、それだけじゃなく、やはり今、現状、公示価格はこうだと。それから旧干潟のときはこういう価格で買収したと。やっぱりその総体をにらんだ中で買収が必要だと思えますよ。ただこの不動産鑑定だけでは短絡的だと思うんですけれどもね、やっぱりそれこそグローバルな中で買収する、それがやっぱり税の有効活用になると思うんですよ。それをお願いしたいと思えます。

- 委員長（滑川公英） ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 4 分

再開 午前 11 時 15 分

- 委員長（滑川公英） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋委員の質問に対して、いいですか。質問したことについてはいいですか、答弁はなしで。

（発言する人あり）

- 委員長（滑川公英） ほかにございませんでしょうか。

日下委員。

- 委員（日下昭治） 今度請願になっちゃうと、所管課以外がいなくなっちゃうそうですが、建設課長、ちょっと聞いておきたいんですけれども、過日、一般質問で島田議員だったか、木内議員かな、大間手の排水の関係が出ていましたよね。あの辺で東側の田んぼの排水だと思うんですけれども、排水と併せて、地元からいろんな要望が出ているんじゃないかと思うんですよ。例えば歩道にしてほしいとか、その辺は排水の件については一般質問の答弁をある程度聞いていると分かりますけれども、その歩道とか等々についての何か要望等について何か進展しているとか、何とかそういったものがあるんですか、その辺。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） ここにおられる島田議員さんと県会議員さんで地区の住民の方と何
度も排水整備にお願いに行っておりまして、今、買収するということと、あと境界立ち会い
ですか、それに向けて県のほうで準備しておりますので、それで、それが済めばあとは工事
に入るような形で、工事はちょっと、今ここでいつということは分かりませんが、今
年度中に境界立ち会いは県のほうはやって、買収する準備は入っているということです。
やがては買収が済んであれば工事に入って、歩道の整備は地元区の方と地元議員さんと、
あと県会議員さんでお話しして、県のほうに何度も行っておられますので、歩道の整備はで
きる状況でございます。

ただ、それがいつから始まるかというのは、県のほうの予算もありますけれども、とりあ
えずは年度中に境界立ち会いをやって、それから買収という形になると思いますけれども。

以上です。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） そうしますと、買収をする前提で何か進んでいるということは事実なん
ですね。何かとんでもないことまで地元では進んでいるという話も聞いてましたので。

（発言する人あり）

○委員（日下昭治） いいですか。地元でお金を借りて、もうどんどん進めちゃっている部分
がある、そういう話も聞いていましたので、何のためにお金を借りてまでやっているのかな
と、実はそれでもって、ちょっとお聞きしたわけですが、答弁は必要ありません。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） せっかくの機会でありますので、今、生活道路、この未舗装は、大体ど
のぐらいの延長になる、面積はありますか。生活道路というのは、私道を除いた市道での生
活道路ですが。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 市道は全部で1,100キロございますので、そのうちの舗装したのが
大体約7割弱ですから、その残り分が未舗装なのかなということですね。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 今、田んぼの中まで、みんな市道ですよ。かなりあると思うんですよ。
ですから、それとこれは合致しないと思うんですが、ですから、何といいますか、
市道があって、その7割は舗装してあると。あとは舗装していないということですが、田んぼ

の中はともかく生活道路なんです、その延伸の延長面積ですか、これは当然、市ではつかんでいと思うんですけども、分かればその辺。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 全体の延長でよろしいですか。未舗装の延長でよろしいですか。未舗装の延長は、市道、いわゆるさっきの答えと同じように、全部で1,100キロございますので、未舗装はやっぱり360キロぐらいございますので。そのうちの生活道路といっても、そこまで例えば農道でも田んぼの中の道とまち中の道という形では分けてはないんですけども、そこまでちょっと分けられ、当然市道になっているという解釈で市道が1,100キロあれば、そのうちの360キロぐらいが未舗装だということで、田んぼの中の道路でもまち中の道路でも市道になっていますので、そういった形で、委員、言われたように、生活道路ということで、まち中の道路と田んぼの中の道路という形では分けてはございませんけれども。ただ、全体としての市道の延長としては分けてございます、舗装してある延長と舗装してない延長は分かりますけれども、田んぼの中の延長、田んぼはどれだけだという形のやつは、ちょっと把握はできていないですけども。

（発言する人あり）

○建設課長（北村豪輔） 全部で市道が約1,104キロございます。そのうちの歩道になっていない部分は、未舗装は約367キロですね。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） じゃ、この中の田んぼの中の舗装にならないのと、俗に一般に生活道路という、この仕分けはないわけですか。

（発言する人あり）

○委員（高橋利彦） 分かりました。

○委員長（滑川公英） 平野委員。

○委員（平野忠作） それでは、農水産課長にお伺いします。

現在までの道の駅のことについてお伺いします。

滑川委員長と私も、今、設置推進委員が32名います。そのうちの2人なんですけれども、11月4日にたしか委員会を3つに分けまして、大まかに言いますと、企画、運営、消費者の立場ということでございます。それからまず1か月たちまして、どのようにまだそのあれが流れているか。それと目安をつけるのが3月末いっぱいということでございますけれども、順調に事業のほうが進捗されているかどうか、それについてちょっとお伺いしますので、よ

ろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、委員のほうから言われましたように、道の駅の関係、11月上旬に第5回目の今委員会を開きまして、分科会に分かれているいろいろご審議をこれからしていただくということで発足をしてあります。

11月、月1回ぐらいのペースで、我々もこの委員会のほうを開きたいなというふうには考えております。11月下旬には、ご承知のように、ふれあいパークのオオキさんに、わざわざ旭市のほうへ来ていただいて、あのさかっている秘訣を実は教えていただいたわけでございます。そこにも委員の皆さん方にご参加していただきたいというようなことでご案内をして、一緒に聞いていただいたものでございます。

今後につきましては、12月に実質的には第2回目の分科会になるかと思っておりますけれども、それぞれ時間を分けて開催、中には分科会によっては、夜開催したいという方、あるいは日中のほうがいいという消費者の方の立場の方々、いろいろいます。それぞれ分科会の委員長との話の中で、年内に一度開催をしたい。年を明けてから、できればぜひいい施設、逆にさかっていない施設、いろいろ県内外にいろいろな施設がございます。そういう視察を通しながら、また再度勉強会を開催させていただいて、3月には委員の皆さんのほうから市長に、こういう施設が旭市にふさわしいであろうという、そういう提言書的なものになるかと思っておりますけれども、そういうものを文書表明して、委員会のほうからある程度の道筋を出したい、そういうふうを考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） いいですか。

そのほかには。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（滑川公英） 次に、請願の審査を行います。

農水産課、商工観光課以外は、退席してください。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 11 時 25 分

再開 午前 11 時 25 分

- 委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る11月30日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第4号、T P P 交渉参加反対に関する請願の1件であります。

それでは、請願第4号について審査に入ります。

初めに、紹介議員であります島田和雄議員より説明をお願いいたします。

島田和雄議員。

- 紹介議員（島田和雄） 皆さん、どうもご苦労さまです。

それでは、T P P 交渉参加反対に関する請願ということで説明を申し上げます。

請願の趣旨あるいは請願事項、ここに記載されているとおりでございます。

それで、このT P Pですけれども、皆さんご存じだと思いますが、環太平洋戦略的経済連携協定ということでもありますけれども、このT P Pに今、参加している国は、シンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランド、この4か国で今、このT P Pが行われているわけでもありますけれども、これに今度、T P Pに参加しようということで、今、交渉中といった国がアメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、この5か国がこれから参加をするということで今交渉中ということで、それに日本も参加をしたいというようなことで政府が表明したということで、大きな問題になったということでございます。

このT P Pに参加した場合の旭市農家に対する影響といったようなことは、先日、私、一般質問でお伺いしましたけれども、農水産課長のほうから答弁がございましたが、旭市の農業生産額418億円ですか、この中で138億円の損失が見込まれるといったようなもので、本当に旭市にとっても非常に大きな影響があるということだろうと思います。

自給率についても40%から13%、大きく日本のこの食料自給率が減少するというようなことで、本当に心配をしているところです。そういったようなことが起きない、招かないためにも、この交渉に参加しないように、今回の請願につきまして賛成をよろしく願います。

以上で説明を終わります。

○委員長（滑川公英） 島田和雄議員の説明は終わりました。

続いて、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 実は農水産課のほうで、一般質問の中でちょっとご説明が足らなかった分について、ここで説明をさせていただきます。

国が4兆1,000億円というようなことで今回試算をさせていただきます。県がそれに基づきまして1,380億円、旭市も実は国・県に倣いまして試算をしたのが138億円でございます。実はこの農水省が試算したものでございますけれども、今回、関税撤廃によります農産物等への影響試算というようなことで、実はその前提としては、一応農産品19品目ということになっております。これは林野あるいは水産を含まないというようなことでございます。その19品目の中には、実質関税率10%以上のものですと、かつ生産額が10億円以上のもの、そんなことで実は定義づけで試算をしたものでございます。そういうようなことで、野菜はおおむね関税率5%程度でございますので、これは一切入っておりません。国が定めた19品目というのは、お米を先頭にしまして、麦あるいはインゲン、落花生とかコンニャク、あるいは加工用トマトとか牛肉、豚肉、そういうものの19品目でございます。

そんなことで、すべてのものということではなくて、この19品目というようなことでご理解いただきたいと思います。これが全世界が直ちに関税撤廃を行った場合、何らの対策も講じない場合、そういうことで設定をさせていただきます。何も対策を講じない場合には、日本全体で4兆1,000億円ですよということでございます。

この結果、生産減少額、毎年4兆1,000億円減りますけれども、毎年です。その食料自給率も減る。さらには市長の答弁の中にありましたように、農業の多目的機能の損失額、これは3兆7,000億円に上がる、そういう試算を国ではやっている、そんなことで説明不足だった点につきまして、補足で説明をさせていただきました。よろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） ありがとうございます。

商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 商工観光課ということで、市内の商工会等の動きについて、ちょっと聞いていますので、この場で参考までということで発表させていただきます。

本日も何回か問い合わせさせていただいているんですが、きょう現在、商工会のほうに問い合わせしたところ、特に上部団体等からの動きもなく、市内の商工会、旭市の商工会としても、一応何の動きもないということで、けさ、問い合わせした結果は以上でございました。

それと、県内のということで、答弁で議会の一般質問等でありましたので、農水産課長のほうから農業に関して答弁をされていたということもありますが、同じ情報の中で、読売新聞のほうですね、そのときの記事の中で、水産業、経済界等の記事も併せて載っています。参考までにそれを紹介させていただきますと、県の経済界での影響ということで、商工会議所連合会の石井会長は「企業の国際競争力を高めるためにも各国との経済連携には積極的に取り組む必要がある」というコメントを発表しています。

それと一方、農業者などに配慮を求める声もということで、中小企業で組織する県商工会連合会の末吉会長は「ＴＰＰは、大局的に見て参加せざるを得ない」としながらも、「専業農家への所得補償など、国のバックアップが必要だ」といったようなコメントを読売新聞のほうに寄せている記事を併せて紹介したいと思います。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、審査をお願いしたいと思います。

（発言する人なし）

○委員長（滑川公英） ここで執行部は退席してください。どうもご苦労さまでございました。しばらく休憩いたします。

休憩 午前 11 時 34 分

再開 午前 11 時 38 分

○委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

ご意見がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） この問題につきましては、国もいろいろ試算を出してありますが、それによって違います。そういう中で、当旭市は、農業を基幹産業としている中で、市議会でございますので、私はこれは、この請願につきましては賛成ということで思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） どうもありがとうございます。

そのほかには。

(「なし」の声あり)

- 委員長(滑川公英) 特にないようでございますので、請願第4号の審査を終わります。

請願の採決

- 委員長(滑川公英) 次に、討論を省略して採決をいたします。

請願第4号、T P P交渉参加反対に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、請願第4号は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(滑川公英) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

- 委員長(滑川公英) 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をいたしたいと思っています。

事務局、意見書案を配布してください。

(意見書案配布)

- 委員長(滑川公英) それでは、請願第4号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

- 事務局長（堀江通洋） 請願第4号の意見書案についてご説明いたします。

座ったままで説明させていただきます。

お手元に配布してございますＴＰＰ交渉参加反対を求める意見書案をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

ＴＰＰ交渉参加反対を求める意見書（案）

我が国の農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少、高齢化の進行、耕作放棄地の増加、水産資源の減少や価値の低迷など非常に厳しい状況にある。

こうした中、政府は、11月9日に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定されたが、例外を認めないこのＴＰＰに参加した場合、農業への影響は、壊滅的な打撃を受けるとともに、食料自給率を上げるという政府の方針や食料の安全・安心な安定供給ということに逆行し、食料安全保障を脅かす大きな問題である。

よって、我が国の食料自給率を向上させ、食料安全保障を確保するため、ＴＰＰ交渉への参加については行わないよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

あて先は、外務大臣、農林水産大臣です。

以上です。

- 委員長（滑川公英） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いします。

ご意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

- 委員長（滑川公英） 特にないようでございますので、請願第4号、ＴＰＰ交渉参加反対を求める意見書は原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（滑川公英） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出いたしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

-
- 委員長（滑川公英） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでした。

閉会 午前 11 時 44 分

旭市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 滑 川 公 英

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 2 年 1 2 月 8 日（水曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 2 年 1 2 月 8 日 (水曜日)

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成 2 2 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 2 号 平成 2 2 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について

《付託請願》

請願第 3 号 細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める国への意見書提出を求める請願

出席委員 (8 名)

委 員 長 向 後 悦 世

副委員長 林 七 巳

委 員 林 一 哉

委 員 嶋 田 茂 樹

委 員 佐久間 茂 樹

委 員 木 内 欽 市

委 員 景 山 岩三郎

委 員 伊 藤 房 代

欠席委員 (なし)

委員外出席者 (なし)

説明のため出席した者 (2 8 名)

教 育 長 多 田 哲 雄

環 境 課 長 浪 川 敏 夫

保険年金課長 花 香 寛 源

健康管理課長 石 毛 健 一

社会福祉課長 在 田 豊

子 育 て 支 援 課 長 林 芳 枝

高 齢 者 福 祉 課 長 渡 辺 輝 明

病院事務部長 渡 辺 清 一

庶 務 課 長 加 瀬 寿 一

学校教育課長 平 野 一 男

生涯学習課長 野 口 國 男

国体推進室長 高 野 晃 雄

病院事務次長 石 鍋 秀 和
病 再 整 備 室 院 長 摘 木 友 孝

病院経理課長 鈴 木 清 武
そ の 他 担 当 員 1 3 名

事務局職員出席者

事 務 局 長 堀 江 通 洋
主 査 穴 澤 昭 和

事務局次長 向 後 嘉 弘

開会 午前 10 時 0 分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

年の瀬でもあり、1 年を振り返ってみますと、国内的にも国際的にも激動する 1 年だったと思います。平成23年は旭市がさらに飛躍できるよう期待いたしまして、慎重審議をよろしくお願いいたします。

ここで委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は 8 名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10 時 2 分

（傍聴者入室）

再開 午前 10 時 2 分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、夢田教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（夢田哲雄） おはようございます。

それでは、文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表し、ごあいさつを申し上げます。

日ごろより委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日付託されました 2 議案、議案第 1 号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決

についてのうち所管事項、議案第 2 号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてのご審議をいただくことになります。執行部より提案の 2 議案、慎重審議の上、いずれも可決できますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月30日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第 1 号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 2 号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についての 2 議案であります。

初めに、議案第 1 号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、補正予算書の16ページをお願いします。

3 款民生費、1 項 2 目障害者福祉費、説明欄 1 の地域生活支援事業の150万円の補正でございますけれども、これは東総地区 4 市 4 町で実施をいたしております香取海匠療育システムづくり検討会、この事業の委託料の増額でございます。

本事業は、6 月の補正第 1 号で新規事業として450万円を計上させていただき、障害のある子どもさんの療育に特化をしたコーディネーターを配置し、総合的に支援をしていく事業でございます。4 月から 6 月分の開設費用も、今般、補助対象になったことによりまして増額補正をお願いするものです。

この事業につきましては、全額が県補助金によるものでございまして、歳入につきましては 9 ページ、14 款県支出金、2 項 2 目 1 節社会福祉費県補助金、説明欄 1 の療育支援コーディネーター配置モデル事業費補助金で記載のとおりとなっております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） それでは、議案第 1 号、旭市一般会計補正予算のうち、高齢

者福祉課に関する事項について補足説明を申し上げます。

歳入から申し上げるのが順序でございますが、歳出からのほうが分かりやすいと思いますので、17ページをお願いいたします。

17ページ、3款民生費、2項老人福祉費、3目生活支援費の説明欄1、小規模福祉施設整備事業についてご説明申し上げます。

この事業は、平成19年に改正されました消防法の施行令、これに伴いまして、小規模の福祉施設における防火管理体制等が見直され、平成21年4月1日から施行されました。具体的に申し上げますと、スプリンクラーの設置につきまして、従来は床面積が1,000平方メートル以上の小規模の特別養護老人ホームや認知症の高齢者グループホームなどに義務づけられましたが、今回の改正によりまして275平米以上の施設に設置が義務づけられ、既存施設につきましては、経過措置として平成23年度までに整備されることとなりました。

今回の補正は3施設を整備いたしますが、特別養護老人ホーム東風荘松里館、これは地域密着型の施設でございます。こちらのほうは平成23年度に予定しておりましたけれども、1年繰り上げて今回実施するものでございます。

それから、あと2施設でございますが、やすらぎ園の認知症高齢者グループホームまどいと、スイートホームうなかみにつきましては、両施設とも275平米未満で、消防法施行令に基づく設置対象外の施設でございましたけれども、札幌市におけるグループホームの火災事故によりまして、地域介護・福祉空間整備交付金の交付基準が改正され、275平米未満の施設も対象になったことから、入所者の安全・安心の確保を図るため、今回、整備を図るものでございます。

この事業に対する歳入のほうは9ページでございます。

もとに戻っていただきまして、9ページの13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、説明欄1の地域介護・福祉空間整備交付金986万4,000円でございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、子育て支援課の補正に関する事項について、補足説明申し上げます。

歳出のほうからご説明申し上げます。

補正予算書の18ページをお開きください。

3款民生費、3項児童福祉費、1目児童福祉総務費、説明欄2のひとり親家庭等医療費等

助成事業、20節扶助費の255万円の増額は、20歳未満の児童を扶養しているひとり親及びその児童並びに父母のいない児童に対して医療費等の一部を助成するもので、当初の見込みより20%程度、人数にして70人程度でございます、増加する見込みとなったため補正するものです。

増加の要因といたしましては、ひとり親世帯の増加と、入院費等の医療費の増加によるものです。

なお、この事業に関する歳入といたしましては、9ページをお願いいたします。

14款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、3節児童福祉費県補助金、説明欄1のひとり親家庭等医療費等助成事業費補助金、補助率2分の1で129万4,000円の増額を見込んでおります。

すみません、次にまたもう一度歳出に戻りまして、18ページの下段、説明欄3の出産祝金等支給事業230万円の増額は、第3子以降の出産祝金10万円と、入学祝金5万円について、それぞれ当初見込みより増加する見込みとなったため補正するものです。

内訳といたしましては、出産祝金が22件の増で、補正額220万円、入学祝金が2件の増で10万円を見込んでおります。増加の要因といたしましては、第3子以降の出生が若干でございますが増えてきている傾向にあるということでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 健康管理課長。

○健康管理課長（石毛健一） それでは、健康管理課に関する平成22年度旭市一般会計補正予算の議決につきまして、補足説明を申し上げます。

歳出から先にご説明させていただきたいと思います。

補正予算書の20ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費の説明欄1番、感染症予防対策事業2,492万6,000円の補正は、肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン、子宮頸がんワクチン接種費用の助成と、それに伴う通知に係る経費を計上したものでございます。

肺炎球菌ワクチンの接種対象者は、ゼロ歳から4歳の乳幼児780人、接種延べ回数1,140回を、ヒブワクチンは、ゼロ歳から4歳の乳幼児790人、接種延べ回数1,000回を、子宮頸がんワクチンは、中学1年生から3年生の女子300人、接種延べ回数600回を見込みました。

次に、3目母子保健費の説明欄1番、乳幼児健康診査事業68万7,000円の補正は、妊婦健康診査の助成項目に、ヒト白血病ウイルス抗体検査が追加実施されることになったことから、

助成対象者を300人と予定するものでございます。

今申し上げました2つの事業は、今回の国の緊急総合経済対策補正予算によるものでございます。

それでは、歳入につきましてご説明させていただきます。

9ページに戻っていただきまして、下段の1節保健衛生費県補助金の説明欄1番、子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時基金事業費補助金1,233万円と説明欄2番、妊婦健康診査支援基金事業費補助金34万3,000円で補助率は2分の1であります。

以上でございます。

- 委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

- 委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

- 保険年金課長（花香寛源） 議案第2号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、本会議で説明したとおりであります。よろしくお願いします。

- 委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

景山委員。

- 委員（景山岩三郎） おはようございます。ご苦労さまです。

課長さん、1点だけちょっとお伺いします。

この間、議会でいろいろと一般質問でも出ましたけれども、近隣の市町村の一般会計からの繰り入れ状況はどうなっているかどうか、ちょっとお願いします。

- 委員長（向後悦世） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

- 保険年金課長（花香寛源） それでは、近隣の一般会計からの繰り入れ状況ということで、いわゆる繰入金につきましてはルール分とルール外、法定外の繰り入れがあります。法定外のその他の一般会計の繰入金ということでご説明しますと、平成22年度は今年度ですので、21年度の実績を見ますと、近隣では匝瑳市で3億円、東金市では1億8,000万ほど繰り入れしている状況でございます。

なお、県内ちょっと調べて36市ありますが、そのうちその他一般会計から繰り入れている

額の大小はありますが、全部で36市のうち27市が繰り入れている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） そうすると、課長さん、今年は先の見通しというのは分かりませんが、でも、またもうちょっと今の状態だと増えるような傾向にあると考えてもいいですか。違う、次の時代ね、平成22年だから、そうやって思っているでもいいですね。

○委員長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 今の今後ということで、23年度の状況だと思います。確かに今、保険給付費も伸びている状況で厳しいことは変わりないと思っております。この前、一般質問の中でも市長が答えたとおり、保険税の改定と一般会計の繰り入れを考えながらやっていくというような回答でございますので、その辺のところはよく慎重にやっていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 景山委員、いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

林委員。

○委員（林 一哉） もう、本会議でもいろいろ議論があったわけでございますけれども、一般会計からの繰り入れが5億円ということだそうですが、よほど前になりますけれども、合併前の旧旭市では、国保税については3年ごとにずっと、私も国保の運営委員をやっていた関係がありますけれども、3年ごとに見直しをやったんですよね。ですから、新旭市になって今年で6年目になるわけですので、来年あたり国保運営委員会に諮問という形ではかって、保険税の値上げというものを考えなければ、いつまでたっても一般財源から繰り入れていただいていたのでは、やっぱり相互互助精神ということで、国保会計というのは、みんな国保の加入者の方々に相互の互助精神でもって運営していくのが私は基本だと。確かに高過ぎるというようないろんな声もありますけれども、そういう点、そういう見直しをやる予定があるかどうか、お答えいただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 確かに合併以来、大きな改定をしておりますませんでした。ここに来てまして医療給付費伸び等、かなりあって、今、赤字状態ということでございますので、今、実際のところ財政課、税務課、それらいろんなパターン、計数的なものを考えながら、ちょ

っと今、試算をしている状況でございます。よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） おはようございます。大変ご苦労さまでございます。

本当に大変だと思います。当初予算を組む時点で、要するに21年度の決算の見通しがかなり立たないということで、当初予算を立てられているということで、当初予算からかなり変化があるというのは仕方のないことなのかなと思います。大変だと思います。

それで、ちょっと確認なんですけれども、例えば繰入金、繰越金がやっぱり当然変わっちゃうわけですね、見込みは違いますから。それで、議案質疑でも質問がありましたけれども、財政調整基金の繰入金が補正で5,905万円減らしてという話なんですけれども、たしか21年度決算の末では、基金は1億7,549万4,000円になっていると思うんですね。

やっぱり、数字が合わないんですけれども、これはしょうがない話なんだろうけど、今回それを調整するという話ですが、今この時点で、多分基金はゼロなんだろうと思うんですけれども、その辺の確認ですね。

それからもう1点、国庫支出金なんですけれども、これが当初予算より2億1,000万円減っているわけなんですけれども、20年度が4億2,000万、21年度が4億8,000万円、今回この補正で4億4,000万円になっていますけれども、これはまだあと4か月くらい残っていますけれども、また増える可能性があるのかなと、そういうふうにも思えるんですが、その辺はどうでしょうか。

○委員長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） まず、基金の確認でございますが、補正予算書の8ページをご覧になっていただきたいと思います。

10の繰入金、財政調整基金繰入金、補正で5,900万円ということの減額で、補正額が5,900万円の減で1億8,600万円ということでございます。確かに21年度の決算時は、1億7,500万円ほどでした。それで、繰越金が2,100万円ほどありまして、歳計剰余金処分で1,100万円、2分の1以上積みなさいよということで、現在は1億8,600万円ということでございます。補正額の最終の計が1億8,600万円、これにつきましては年度末に繰り入れしますので、本年度末は基金的にはゼロということになります。

それから、国庫支出金の今後増える見込みがあるかということでございますが、これにつきましてはかなり精査しました。国庫支出金、過去のいわゆる保険給付費なりなんなりの算

定でやっていきますので、その辺のところは今精査してこの金額となっていますが、多少の増はあるかもしれませんが、この推計ではこれくらいということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） どうもありがとうございます。

それでは、一応確認しますけれども、これで基金はゼロですと。国庫支出金、若干増える見込みはあるかもしれませんが、かなり規模は少ないということで、先ほど議長さんの質問どおり、これから料率の値上げを考えているかというこの質問がございました。その前に私が聞けばよかったんでしょうけれども、ちょっと順が逆になりましたけれども、残り4か月、ないわけですね。その中で、また来年度の予算も組まなければならないということで非常に大変なんだろうと思いますけれども、料率の値上げという話になれば、やっぱり被保険者の皆さんの了解、いろいろな面で了解をとっていかなければいけない、納得して了解していただかなければならないわけなので、早目早目に手を打っていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） その辺のところは、一生懸命取り組んでいきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後悦世） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（向後悦世） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

- 委員長（向後悦世） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告してください。

子育て支援課長。

- 子育て支援課長（林 芳枝） それでは、子育て支援課のほうから1件ご報告を申し上げます。

保育所の件についてでございます。

行政改革アクションプラン第2次で、公共施設の統廃合として給食センター、保育所等の統廃合の方向性を示しておりますが、平成19年度に耐震診断を実施した結果、改築が必要とされた飯岡中央、三川、塙、海上の4保育所の今後の進め方についてご報告申し上げます。

飯岡地区の3保育所については、3か所合計の定員が220人に対して入所児童151人、入所率69%という現状と、今後の少子化による児童数の減少を見込み、統合保育所として建設することが望ましいと考えられることから、施設の建設場所、規模等について、具体的に検討を進め、できるだけ早く子どもたちを安心して保育できる施設として整備していきたいと考

えております。

また、海上保育所は、旧海上地区に1か所の公立保育所であることから、この改築についてもできるだけ早い時期に実施しなければならないものと理解しております。

これらについては、現在進めている行政改革の公共施設の見直しと併せて、子育て支援課として具体的な保育所整備計画を策定し進めていきたいと考えております。現在、その作業に取りかかっているところでございます。

そのような状況の中で、特に塙保育所につきましては、合併時35人であった入所児童が毎年減少して、今年度は入所児童11人という状況です。この11人のうちの5人は、今年度で保育が終了する5歳児で、来年度は塙地区の5歳未満児の人口から見ても、今年度より入所児童数が増える要素は非常に少ないと思われます。また、塙保育所の立地場所が千葉県が指定した急傾斜地崩壊危険区域並びに土砂災害警戒区域となっていて、保育所の設置場所としては適さないものと考えております。

以上のような現状を踏まえて、塙保育所については廃止する方向で今後、準備を進めていきたいと考えております。塙保育所の保護者や地元の皆さんには、保育所の現状について十分説明をし、今後の進め方についてご理解をいただきたいと思います。説明会の開催は、議会終了後のできるだけ早い時期に開催したいと考えておりますので、あらかじめ文教福祉常任委員会委員の皆様には、事情をご理解くださるようお願い申し上げます。

なお、最終日に開催される全員協議会でも、本日と同様にご説明をさせていただいて、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

- 委員長（向後悦世） 国体推進室長。
- 国体推進室長（高野晃雄） 国体推進室から、今回の国体の概要につきまして報告させていただきます。

9月30日木曜日から10月4日月曜日までの5日間、総合体育館で開催されました千葉国体卓球競技会には、議員の皆様方にも開始式並びに試合観戦においでいただきまして、誠にありがとうございました。おかげさまで大成功のうちに終了できたと思っております。

大会の期間は5日間でありましたが、選手や役員は公式練習のため9月28日から旭市に参集し、実質7日間かけて大会を進めました。

来場者の実績ですが、一般観客や報道陣は延べ1万人を数え、連日応援の歓声が体育館を覆っておりました。また、これから国体を開催する県や市町村からの視察も、来年度開催の

山口県を初め、平成27年度開催の岩手県まで、延べ400名を超える視察員が来場し、施設や人員の配置状況、運営方法、交流テント内のおもてなしの状況などを視察してまいりました。

選手、監督も、予定では出場登録者数460名を想定しておりましたが、予備登録選手やコーチなど570名が来場しております。このほか大会役員、競技役員、実施本部員、ボランティアを含めますと期間中延べ1万5,000人を超える方が総合体育館に集い、大会を盛り上げてくれました。

この大盛況は、地元旭第一中学校の林めぐみ選手の大活躍も大きな要因だと思っております。林選手の出場する試合には大勢の観客が詰めかけ、熱い声援と得点の行方に一喜一憂いたしました。会場での熱戦に駐車場の利用状況が心配されましたが、周辺施設のご好意により臨時に駐車場が確保できたこともありまして、車の渋滞等の混乱もなく、スムーズな運営ができました。

宿泊関係ですが、千葉県実行委員会の行いました合同配宿には、期間中2,700人を超える申し込みがありましたが、旭市内だけでは収容しきれませんで、一部銚子市に宿泊しております。まだ、詳細なデータは届いておりませんが、これは少年男女の部は、監督と選手は同じ部屋にしてはならないとか、青年の部と少年の部の部屋を別にするなど大会の規定がありまして、各宿泊施設の定員いっぱいには部屋を使えなかったために、旭市内だけで収容できなかったのかと考えております。

大会を振り返りますと、大勢の市民の方々にご協力をいただきました。開会式での市民コーラスグループの国歌斉唱、また式典音楽や競技の補助員などに大勢の中学生にもお手伝いをいただきました。

会場周辺の交通整理や、場内警備にも訪れる方に安心感を与え、また休憩所もおもてなし料理は選手に笑顔と活力をもたらしてくれたものと思っております。

小・中学校の生徒が作成してくれたのぼり旗や応援旗は選手を激励してくれました。数え上げれば切りがありませんが、市内の各団体や小学生から老人クラブまで、幅広い年齢の方々の協力や大会運営に従事された大勢のボランティアの皆さんに支えられて、大会を無事終了できたと感謝申し上げます。

今大会の詳細につきましては、千葉国体卓球競技会報告書として冊子を作成し、また映像記録のDVDと併せまして、旭市実行委員会に報告し、委員の皆さん方にも配布の予定ですので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○委員長（向後悦世） ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、それでは所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

嶋田茂樹委員。

○委員（嶋田茂樹） ご苦労さまでございます。

せっかく大勢の方々が来ておりますので、ちょっと中央病院のほうにお聞きしたいんですけども、平成22年度の起債の件なんですけれども、3月の議会のときに135億円というような起債の説明がありまして、政府系資金と、それから民間の資金ですか、それを50%、50%というような割合で進めていきたいというようなお話がありまして、そのときにも、できれば政府系資金を多く借りていきたいと、そういうようなお話がありました。そういう中、今、中央病院のほうも足場パイプも取って、だんだん概要が見えてきたわけでございます。そういう中、今までの借入金についてのめどがついたというような話を聞いておりますので、借り入れ先と、あるいは利息ですか、当時は2.2%ぐらいというような話があったと思うんですけども、現在どうなっているのか、その点をお聞きしたいということでございます。

それと、病院全体としての返済のピークがいつごろになるんだろうかということ、そしてその返済額はどのくらいになるのか。それから返済見込みとしてはどういうふうになっているのか、併せてお聞きしたいと思います。

それと、今年の9月ですか、大学病院で多剤耐性菌による院内感染が起きました。そういうことで新聞などで報道されておりましたけれども、旭中央病院では、どのような対策をとっているのか、それも聞きたいと思います。

それともう一点ですけれども、6月の常任委員会で医療費の値上げが0.19%ですか、それで小児医療あるいは周産期、また7対1看護、こういうことによりまして7対1看護は6月からやるということでございましたけれども、その中での増収が4億1,000万円くらい見込めると。また看護師増による経費、これが1億2,000万円くらいかかるというようなことを、この前ちょっとお聞きしたんですけども、その中で、もしよければ現在の経営状況で、その数字はどのようになっているのか、もしできればお聞きしたいと思います。

以上4点お願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、最初の起債のめどについてですが、今年度22年度の

起債の借入れは、当初135億円を予定しておりまして、委員ご指摘のとおり、当初の段階では最悪のパターンで50%、50%という形を見込んでおりました。しかしながら、財政投融資資金、こちらができれば多いほうがいいという中で借入れのほうを進めたところ、一応この9月の段階で同意ということで、千葉県知事から承認が得られております。その内訳としましては、135億円のうち建物本体部分の118億円、これは全額、財政投融資資金で借入れが可能になりました。これは財政投融資資金というのは、現在の金利は1.7%、これは5年間の元金据え置き残り25年で返済ということで、要は借入れ期間が30年を予定しております。これが一応可能になったということでもあります。

あと残りの17億円については、これは当初から借入れ申し込みをしたときに、これは地元の金融機関のほうで借入れを起こします。これはなぜかという、これは医療機器の關係の資金でありまして、医療機器ですと、借入れ期間が最長でも5年という形での返済になりますので、これについても千葉県知事からの同意ということで内諾を得ております。そういうことで135億円全額、同意債という形で同意を得ております。

それから、元利金のピークですけれども、こちらは平成24年になります。24年に元金が11億1,879万5,000円、利息が6億354万7,000円ということで、元利金合わせると17億2,234万2,000円になります。これはちなみに平成20年度の返済、これは元利金合わせて18億5,435万1,000円やっておりますので、支払いしております。ですから十分これは返済できる金額になっております。

この返済の原資としましては、減価償却費というのがございます。これは例えば平成24年度予定では、減価償却費としては26億7,800万円ほど見ております。それから、繰延勘定償却、それから資産減耗費、こういったものを合わせて返済原資としましては全額で38億6,800万円ほどを見ておりますので、こういった中からの返済に充当ということになります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） それでは、先ほどございました院内感染の件ということでご報告いたします。

秋口におきました大学病院での院内感染は、アシネトバクターという菌でございますけれども、これは通常、自然環境の中に広く分布する菌で、一般の健常者の方には全く無害ということなんですけれども、病中ですとか、それから術後、非常に体力が、免疫力が低下しておりますと感染症の起因原因になりまして、そのときに抗生剤を投与いたしますけれども、

その抗生剤が1種類でなかなか効かないという場合には耐性菌と言います。これが複数の抗菌剤が効かない場合を多剤耐性といって3段階あるとお考えいただければいいと思います。

これは大学病院で起きた例は、原則的には非常に院内での対策の遅れが原因となって、各病棟にも広がったというように言われております。これに対しまして、旭中央病院はどのような形になっているのかと申しますと、この院内感染に関しましては、病院としては非常に重要視しておりまして、中に院内感染対策委員会というのを設けてございます。これは医師、そして感染管理の認定看護師というのがあります。これは看護師の上で、また資格を取ってという者が2名おりますほか、各病棟のリンクナースという形で感染に関しまして注意を行う看護師、それから薬剤師、検査技師等の医療技術部門、これが一つの委員会に組織しておりまして、このメンバーの人たちが、なかなか感染症の菌が効かないというような患者さんが出た場合には、まず、すぐドクターに報告して外部の感染を防ぐということで、患者さんを速やかに個室での衛生管理、多床室ですと周りの方に移ってしまうということがございますので、まず速やかに個室等での管理を行う、あるいは接触感染、これは職員がほかの患者さんにうつすということがございますので、これを徹底管理をして予防策の徹底を図っております。

現在、旭中央病院のほうに、先ほどお話ししました3段階、まず耐性菌となって、それから多剤耐性となっていくことでございますけれども、耐性菌という形では何人か出ておりますけれども、それは速やかに個室を管理していくという形で、ほかの方には広げないということで、現在、昨年からはほとんど発生しておりませんということで、多剤耐性になるような例というのは、病院としてはございませんので、例えば抗菌剤、ペニシリンですとかの耐性を持ったとかという形ですと、ほかの衛生管理を行いまして、その菌をマックスとして、そしてその方を病後、非常に安定されたような形で、ほかの患者さんにうつさないというような対策をとっております。

各大学病院でもあって、私どもの病院もそれを検証しておりまして、必ず情報の共有化と、ともかく迅速な対応を行うということが、病院の一つの対策委員会で議題にいつも上がっておりますので、この辺は私どもの病院のほう、旭中央病院ということでは、大学病院の例としてはございませんということでご報告いたします。

以上です。

○委員長（向後悦世） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、現在の7対1看護基準取得後の経営状況という中で、

ちょっとこの辺、今現在の病院の管理運営委員会で使っている資料の中で見ますと、これは単月での収支を見ていまして、これでいきますと、要は7か月終了した時点での利益、これは7億円ほど上がっております。これは要は7対1看護基準を取得したのが今年の6月でありまして、その6月の収入、これが1億1,200万円ほど上がっています。1年前はどうかというと、1年前の収益というのは7,000万円ほど上がっておりますということで、6月からの単月での収支を見ますと、6月が1億1,200万円、7月が1億9,600万円、8月が1億2,500万円、9月が7,500万円、10月が1億2,200万円ということで、要はこの1年前と比較しますと、明らかに五・六千万円ほど対前年比は増えておりまして、現状では3月末の収支の中で、単月での利益分を積み重ねると7億円程度計上しております。ですから、このままいくと、うまく行けば多少は10億円ぐらいまでは行くかなとは思いますが、一応そういう状況になっております。

○委員長（向後悦世） 嶋田茂樹委員。

○委員（嶋田茂樹） ありがとうございます。

それと先ほどの135億円の中で118億円が財投、1.7%という金利だそうですけれども、17億円の医療機器ですか、これはまだ民間のほうに発注してあるかどうか分からないですけれども、その金利とか、そういうのはまだ決まっていないですか。これからそれこそ入札が何かやって決めるんですか、その辺分かれば。

○委員長（向後悦世） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 17億円については、起債の一応同意を得たというだけで、まだ借り入れ先、金利等はまだ決まっておりませんが、取引銀行のほうは数行に声をかけては現在があります。これはぜひやらせてくださいということで、一生懸命取りに行きますというふうにそれぞれの金融機関さんが言っています。これは実際には2月ごろをめどに入札を行う予定であります。実際の借り入れは3月末、25日ごろを借入日として予定をしております。

金利ですけれども、一応試算では私ども今1%くらい見ていますけれども、実際にはもっと下がるだろうというふうに見ております。

○委員長（向後悦世） 林委員。

○委員（林 七巳） それでは学校関係、質問させていただきます。

この間も同僚議員の日下さんから工事の施工監理について質問があったと思いますが、今、学校で工事をしておりますところで、材料のチェック、それから、それは都市整備課の職員がしているのか、それからいつ、何日にどういうチェックをしたのかお聞きいたしたいと思

います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは私のほうから、今現在やっている工事の監理の状況について説明いたします。

その材料、部材のチェックにつきましては、ある程度、例えば鉄の材料だとか、その材料が入る前の段階でそのたびにチェックをしております。そのチェックに立ち会っているのは、施工管理者、施工監理を委託している業者、施工管理者と我々のほうの担当職員、それと都市整備課にチェックとしてお願いしております建築士の資格を持っている職員、それと現場、場合によっては現場の先生方も出る場面もあるかと思います。そんな状況で、少なくとも施工管理業者、それと私どもの職員、都市整備課、それが立ち会って材料をチェックしております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 林七巳委員。

○委員（林 七巳） できればその日時、それと誰が立ち合って、どういうものを検査したのか、できれば一覧表を後で提出していただきたいと思います。

それから、下請業者についての建築許可の確認をこれは行っているのか。市、それから病院のほうもお聞きしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） それでは、先に病院のほうの下請業者の確認についてご説明させていただきます。

下請業者の届け出の確認でございますが、基本的なやり方といたしましては、これは市に倣って行っているということでございます。具体的には下請契約の場合には、元請業者から下請業者の選定通知書というのが出てきますので、この内容を確認して、これを建設業法に義務づけられております施工体制台帳というのがございますので、そこで確認をして、どういう業者が入っているかということは確認をしているということでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 学校関係の答弁もお願いします。

庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） 病院事務部長のお話と同じになるかと思います。元請業者から選定通知をいただいております。内容は同じです。

- 委員長（向後悦世） 林七巳委員。
- 委員（林 七巳） では、今までに間違いなく、それを全部調べてあるということですね。
- 委員長（向後悦世） 病院事務部長。
- 病院事務部長（渡辺清一） 届け出の出されたものにつきましては確認しております。
- 委員長（向後悦世） 庶務課長。
- 庶務課長（加瀬寿一） 同じく同じ答えになりそうですが、間違いはないと思っております。
- 委員長（向後悦世） 林七巳委員。
- 委員（林 七巳） それではもう一つ、病院のほうにお聞きいたします。

今現在、病院を退職して、また再度職員として、いろいろな形がありましようが働いている人数、それとその健康保険ですか、その体系はどのようになっているかお聞きいたします。

- 委員長（向後悦世） 病院事務部長。
- 病院事務部長（渡辺清一） 例えば看護師の確保対策で、もとの看護部長を引き続き、いわゆる嘱託職員のな形をお願いしたり、そういった例は何人がございますけれども、ちょっと今、全体、直ちに何人ということではちょっと手持ちありませんので確認させていただきたいと思います。保険のほうは、社会保険ということで入っていると思います。
- 委員長（向後悦世） 林七巳委員。
- 委員（林 七巳） それでは、後で何人くらいいるのか提出していただきたいと思います。

それで、何というんですかね、結局今、天下りが結構問題になっておりますよね。だから、その方がやめてから嘱託でいるのか、パートでいるのか、看護師に限らず事務関係とか、いろいろあるでしょうから、そのところの報告もお願いしたいと思います。よろしく願います。

- 委員長（向後悦世） ほかにございませんか。

佐久間茂樹委員。

- 委員（佐久間茂樹） ご苦労さまです。

1号議案の中で聞けばよかったのかなと思うんですけれども、ちょっと入ってなかったんで、病院関係なんですけれども、せんだって大塚祐司議員が資料を議員の皆さんに配っていただきました。厚労省ホームページからのコピーですから、別に悪いものではないと思うんですけれども、今回の国の補正で、地域医療再生基金が拡充して復活したと。まだ衆議院が通っただけで、参議院、その辺あるかと思うんですけれども、これはいきさつがありまして、去年ももらえる予定だったものが病院でもらえなかったと。今回、拡充して復活していると

いう話なんですけれども、今年度の補正で出てくるという話ですから、あと4か月くらいの間に、かなりまとまって、例えば10億円とか20億円くらいのお金が入ってくるのかもしれないんですけれども、その辺は病院のほうではどういうふうに把握、予定していますでしょうか。

○委員長（向後悦世） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 厚生労働省のほうで再生基金というか、再生計画をもうちょっといろんなところで広げようという話は聞いておりますので、今、動いている話として聞いておりますのは、今まで対象から漏れた地域が新たに再生計画の対象で救われていると、こんな話を聞いておりまして、今までの対象になったところについて、お金が上乘せされるということではないのかなというふうに理解しております。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） それでは、昨年の予定といいますか、昨年これはちょっと廃棄されちゃったわけなんですけれども、ある程度見積もりはあったと思うんですよ。ただ、100億円もらえとか、そういうような話もあったと思うんですけれども、それで、しかももう、だって今12月ですよ。3月までで、これで見ますと各県に15億円、県という話ではなく、各3次医療圏に一律に15億円、残りの1,320億円は、それぞれが策定する地域医療再生計画の内容に応じて交付する形でと、こういう情報があるんですけれども、旭中央病院では、これは急いで飛びついて何とかしてくれというような話には、多分する必要があるだろうと思うんですよ。先ほど嶋田委員からお話がありましたけれども、そうすると返済計画も変わってくるような気がするんですね。その辺は地域医療再生基金が復活して、旭中央病院としてどのように対応しようとしているのか。その辺を、何かまだ12月で、何かきょんとした顔をされていて、ちょっと心もとない気がするんですけれども、何かその辺、頑張ってもらいたいと思うんですけれども。

○委員長（向後悦世） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 今はこちらとしては、それ以上のものは持ち合わせておりませんので、ちょっとそれ以上、お答えすることはできません。

○委員長（向後悦世） じゃ、しばらく休憩いたしますので、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 1分

再開 午前 11 時 10 分

- 委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

病院事務部長。

- 病院事務部長（渡辺清一） ただいまの厚生労働省の補正予算のところでございますけれども、中身を見ますと、都道府県に設置されている再生基金を拡充し、3次医療圏等の整備等を行っていくということで書かれてございます。先ほど申し上げたように、これは地域医療再生計画そのものは、あくまでも県が計画を作って地域の支援を目指すという仕組みになっておりまして、再生基金というものは国からのお金が来て、県に置かれるという、こういう仕組みで、今までの漏れた3次医療圏とか、そういう地域に、こういった再生基金を拡充して、そこにお金を流していこうと、こういう仕組みになっているというふうに考えております。

こちらとしても、今までは当初は100億円という、いわゆる大玉と言っていましたけれども、それを狙っていたのは確かにありますけれども、現実には25億円の中でできることを今、一生懸命やっておりますので、これが増やしていただける、県の計画の中でもっと増やそうじゃないかということであれば、当然こちらとしても異議があるものではありませんけれども、現在のところ、そういう話は来ておりませんので、3次医療圏、それぞれ抱えている中で、例えば県内だと2地域しか選ばれていないと、こういったものに対する不満が、選ばれなかった地域から出て、それらに対してのいわゆる措置として、お金が今回補正の中で用意されているのかなと、こういう理解をしております。具体的に今、これ以上の話は、県からも国からも全く聞いておりません。

以上です。

- 委員長（向後悦世） それと1点、林七巳委員から提出が請求されました資料について、委員会のほうに、委員会全員に提出をお願いしたいものですが、よろしいでしょうか。

病院事務部長。

- 病院事務部長（渡辺清一） 調べまして、そのようにさせていただきます。

- 委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

- 委員（佐久間茂樹） 事務部長、かなり県全体のことを考えられて、公平にという話なんだろうけれども、旭中央病院には去年のいきさつもあるし、今まさにこれだけお金がかかっているわけでございますので、何とか頑張って、1億円でも2億円でもではなくて、10億円

でも20億円でも持ってきていただきたいと思います。

それとまだ参議院、最終的に通過したわけではございません。ですので、そういう意味では今12月ですよ、だから年度を挟むと、これをまたぜひ補正に入れてもらいたいと思っているんですけども、そういう意味では期間も短いし大変なのかなと思うんですが、それによって病院のほうが幾らかでもプラスになれば非常にありがたいなと思いますので、ぜひ去年、もう始まったからというんじゃなくて、まだまだ足りないので、ぜひお願いしたいという形で頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（向後悦世） 次に、請願の審査を行います。

健康管理課以外は、退席してください。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 11 時 14 分

再開 午前 11 時 17 分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る11月30日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第3号、細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める国への意見書提出を求める請願の1件であります。

それでは、請願第3号について審査に入ります。

初めに、紹介議員であります木内欽市議員より説明をお願いいたします。

木内欽市議員。

○紹介議員（木内欽市） この請願は、各近隣の市、ほとんど出ているようでございまして、

本市だけ出ていないということで依頼を受けての請願でございます。

内容については、この書面でご理解いただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 木内欽市議員の説明は終わりました。

続いて、健康管理課より参考意見がありましたらお願いいたします。

健康管理課長。

○健康管理課長（石毛健一） それでは、参考意見ということで申し上げます。

現在、予防接種は、予防接種法に基づき実施する定期予防接種及び臨時の予防接種と、予防接種法に基づかない任意接種がございます。

定期予防接種は三種混合、ポリオ、麻疹・風疹、ＢＣＧ、日本脳炎、高齢者のインフルエンザなどがあり、接種費用については市町村が全額負担となっております。

任意の予防接種はおたふく風邪、水ぼうそう、今回、補正に出ておりますヒブ、肺炎球菌、子宮頸がんワクチンなどがあり、接種費用については全額自己負担となっております。

本請願の趣旨でございます定期接種化への動きを申し上げますと、厚生労働省の諮問機関であります厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会は、新たに公的予防接種の対象とすべき疾病・ワクチンを含め、今後の予防接種のあり方について検討を行っているところで、ヒブ、肺炎球菌、子宮頸がんワクチン接種は、予防接種法上の定期接種に位置づける方向で急ぎ検討すべきであると、厚生労働省に提言したところでございます。

厚生労働省は、予防接種部会における意見や国際動向、疾病の重篤性等を考慮し、ヒブ、肺炎球菌、子宮頸がんワクチンについては、予防接種法上の定期接種化に向けた検討を行うとしております。また、接種費用の助成ということで、国は緊急総合経済対策といたしまして、県に基金を設置し、国・市町村が各２分の１の負担で、２２年度、２３年度に、ヒブと小児用肺炎球菌、子宮頸がんワクチン接種者に接種費用の助成をするということであり、先ほど補正予算の補足説明で申し上げましたが、旭市としても接種費用の助成を予定しているところでございます。

以上で参考意見を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） これはあれですか、定期予防接種であって、全額国が負担とかというやつじゃないんですね。ただ、定期的に接種すると。２分の１というのはあれですか、受益者

が、接種者が2分の1、その半分を負担するわけですか。全額国が負担してくれるわけですか。

○委員長（向後悦世） 健康管理課長。

○健康管理課長（石毛健一） 今の質問は、ヒブワクチンと肺炎球菌、子宮頸がんのことです。ございますか。

（発言する人あり）

○健康管理課長（石毛健一） 今回の補正予算は、まだ定期接種化ではなくて、国が補助対象にしますよということです。定期接種化は、まだ今、国のほうで審議しているところでございまして、そのために、それがどのくらいかかるか分かりませんが、22年度と23年度において、国と市町村が2分の1ずつ負担をして定期接種をするように進めてくださいよということで補助事業、ですから、手を挙げない市町村もございます。予算的な面とかありますので、ですから全国の市民が全員受けるというわけではないと思います。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、ここで執行部は退席してください。

ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時27分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

ご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、請願第3号の審査を終わります。

請願の採決

- 委員長（向後悦世） 次に、討論を省略して採決いたします。

請願第3号、細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める国への意見書提出を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、請願第3号は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（向後悦世） 異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

- 委員長（向後悦世） 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をいたしたいと思っています。

事務局、意見書案を配布してください。

（意見書案配布）

- 委員長（向後悦世） それでは、請願第3号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

- 事務局長（堀江通洋） 請願第3号の意見書案についてご説明いたします。

座ったままで説明させていただきます。

お手元に配布してございます細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求

める意見書案をご覧いただきたいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書（案）

細菌性髄膜炎の日本での患者数は、毎年約1,000人にのぼると推定されています。その約6割強がインフルエンザ菌b型（H i b = ヒブ）によるもの、約3割が肺炎球菌によるもので、この2つの起因菌によるものが全体の約9割を占めています。

細菌性髄膜炎は早期診断が大変難しい疾病です。治療には起因菌に有効な抗生物質を高容量投与しますが、近年、特にヒブの薬剤に対する耐性化が急速に進んでおり、適切な治療が難しくなっていることが指摘されています。

細菌性髄膜炎は非常に予後の悪い疾患であり、迅速な治療が施されても、ヒブの場合で3～5%、肺炎球菌の場合で10～15%の患児が死亡しています。生存した場合でも10～20%に脳と神経に重大な損傷が生じ、水頭症、難聴、脳性まひ、精神遅滞等の後遺症を引き起こしています。

ヒブと肺炎球菌による細菌性髄膜炎はワクチン接種にて予防することができます。ヒブワクチンは133カ国で定期予防接種とされています。また、肺炎球菌についても肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）が世界101カ国で承認され、米国やオーストラリア等45カ国で定期接種されています。これらのワクチンを定期予防接種化した国々では発症率が大幅に減少しています。

日本では2009年12月にヒブワクチン、2010年2月に小児用肺炎球菌ワクチンが導入されています。しかしながら任意接種で開始されたため、2つのワクチンともに4回接種が必要で約70,000円全額が保護者負担となっています。まだ収入が少ない若い世帯が経済的な理由で接種を躊躇することも危惧され、一日も早い定期接種化が重要となっています。

早期発見が難しく、迅速な治療を施しても予後が悪く、さらに菌の薬剤耐性の高まりによる治療の困難化が指摘されている細菌性髄膜炎は、早期に定期予防接種化することが重要であることを強く要望します。

1．ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンを速やかに定期接種化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

あて先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣、財務大臣であります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いします。

ご意見がありましたら、お願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） これは他市のもの……、旭独自のものですか。

○委員長（向後悦世） 局長。

○事務局長（堀江通洋） 請願の提出者より出されたものをきちんと整理したもの、事務局で整理したものです。

以上です。

○委員長（向後悦世） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 大した話じゃないんですけども、最後が「早期に定期予防接種化することが重要であることを強く要望する」と、何かちょっとしっくりしないんですよね。

「必要であることを」とするか、あるいは「予防接種化することを強く要望する」というのなら分かりがいいんですけども、重要であることを強く要望すると、どうもちょっと、何か。

○委員長（向後悦世） ただいま佐久間茂樹委員より、訂正部分が求められましたが、これについて訂正の……

○委員（佐久間茂樹） 委員長、一任します。

○委員長（向後悦世） じゃ、佐久間委員より訂正の意見がありましたので、事務局、修正のほどをよろしくをお願いします。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 委員長一任とのでございまして、佐久間委員から提案された部分は訂正のほど、よろしくをお願いします。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） じゃ、文言の修正の部分、読み上げます。

細菌性髄膜炎は、早期に定期予防接種化することを強く要望します。

以上でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（向後悦世） じゃ、そういうことで、事務局、よろしくをお願いします。

ほかに意見、何かありますでしょうか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（向後悦世） 特にないようでございますので、請願第３号、細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書は修正したとおりとすることによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（向後悦世） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきまして、委員長名で議長に提出したいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

-
- 委員長（向後悦世） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでございました。

閉会 午前１１時３９分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 向 後 悦 世

総務常任委員会

平成 22 年 12 月 9 日（木曜日）

総務常任委員会

平成22年12月9日(木曜日)

付議事件

《付託議案》

議案第 1号 平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 3号 旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

議案第 8号 旭市定住自立圏形成方針の変更について

議案第 9号 東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

出席委員(7名)

委員長 島田和雄
委員 林正一郎
委員 柴田徹也
委員 大塚祐司

副委員長 飯嶋正利
委員 林俊介
委員 太田将範

欠席委員(なし)

委員外出席者(2名)

議長 林一哉

議員 景山岩三郎

説明のため出席した者(24名)

副市長 増田雅男
行政改革推進課長 林清明
企画課長 神原房雄
税務課長 堀川茂博

秘書広報課長 米本壽一
総務課長 平野哲也
財政課長 加瀬正彦
市民課長 石井繁

会計管理者 高山重幸
監査委員長 平野修司

消防長 佐藤清和
その他担当員 13名

事務局職員出席者

事務局長 堀江通洋
主 査 穴澤昭和

事務局次長 向後嘉弘

開会 午前10時 0分

○委員長（島田和雄） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

これから総務常任委員会を開会するわけでありますけれども、10月の末に、私ども総務常任委員会、行政視察ということで行ってまいりました。林正一郎委員と大塚祐司委員がそれぞれ急用、急病ということで参加できなかったということで大変残念でありましたけれども、視察先と視察の内容でありますけれども、1日目は滋賀県長浜市を視察いたしました。これは合併をした市でありまして、合併特例債を使いまして庁舎の建設をこれから行うと、その視察をしてまいりました。

2日目は同じく滋賀県の彦根市でありますけれども、定住自立圏構想ですか、これの先行団体ということで、既に本年度から定住自立圏構想の事業に取り組んでいるといった市を視察したわけでございます。

3日目は、今度、岐阜県に入りまして、岐阜県大垣市ですが、これは行政評価といった取り組みを平成15年から行っているということで、そういったところの視察をしてまいりました。

いずれも、今、市が懸案としているようなものでございます。視察の結果を踏まえまして、これから旭市の市政の改善に反映できればというふうに委員一同考えておりますので、よろしく願いをいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だよりの取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、景山岩三郎議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解を願います。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10 時 5 分

(傍聴者入室)

再開 午前 10 時 5 分

- 委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

- 議長（林 一哉） おはようございます。

総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日は、本会議におきまして付託いたしました一般会計の補正予算を含む 4 議案について審査をしていただくわけでございますけれども、どうか十二分に審議されまして、ご理解を賜りますようお願い申し上げまして、整いませんけれどもあいさつとさせていただきます。

大変ご苦労さまです。よろしくお願いいたします。

- 委員長（島田和雄） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

- 副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、先ほど議長さんが申したとおりでございますけれども、議案第 1 号、平成22年度の一般会計の補正予算、それから議案第 3 号の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、議案第 8 号、定住自立圏形成方針の変更について、議案第 9 号、東総地区広域市町村圏事務組合の事務の変更並びに規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての 4 議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しまして簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。整いせんがあいさつとさせていただきます。

本日はご苦労さまでございます。

- 委員長（島田和雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

- 委員長（島田和雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月30日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、議案第8号、旭市定住自立圏形成方針の変更について、議案第9号、東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての4議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

- 財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算（第3号）につきまして補足説明を申し上げます。

初めに、補正予算書の1ページをお願いいたします。

本会議でも申し上げましたけれども、改めて予算の規模をご説明しますと、今回の補正額5億5,000万円を加えた後の予算規模は284億900万円で、前年度の同時期と比較いたしますと5億3,500万円、1.9%の増となっております。

次に、少し飛びまして9ページをお願いいたします。

今回の補正予算の財源といたしまして、国・県補助金、それから寄附金、地方交付税と繰越金を計上しております。このうち9款1項1目地方交付税の補正額は3億5,013万5,000円で、普通交付税が決定されたことにより増額となっておりますことから、今回の補正財源として必要な額を計上しております。

なお、残額につきましては、今後の補正財源として留保するものでありますが、この11月26日、国の補正予算、それとともに成立いたしました地方交付税法の一部改正によりまして、22年度分につきまして修正がなされておりますので、これは後ほど諸般の報告の中で、その額等について説明させていただきます。

次に、11ページをお願いいたします。

18款1項1目繰越金の補正額は1億2,290万1,000円で、留保しておりました繰越金の全額

を今回の補正財源として計上しております。そのほか事業内容につきましては、本会議においてご説明申し上げたとおりでございますので、以上で議案第1号の補足説明を終わります。

○委員長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、総務課のほうより、議案第1号について補足説明をさせていただきます。

補正予算書の31ページのほうをお開きいただきたいと思います。

それではご説明申し上げます。

一般職の給与費の明細書でございます。今回の補正は職員の新陳代謝、人事異動に伴う増減と、人事院及び千葉県人事委員会勧告に基づきまして給与改定の影響額について補正を行うものでございます。

給与費等について、補正後と補正前を比較いたしますと、給料が3,638万4,000円の減、職員手当等が5,845万2,000円の減、共済費が827万9,000円の増となり、合計で8,655万7,000円の減となるものでございます。

なお、共済費の増の主な理由でございますけれども、これは共済費の負担項目の1つでございます追加費用の負担率の増によるものでございます。

次に、32ページをお開きいただきたいと思います。次のページでございます。

給料及び職員手当等の増減額の明細でございます。

給料の増減額のマイナス3,638万4,000円のうち、増減事由別内訳の給与改定に伴う増減分は162万4,000円の減でございます。これは人事院勧告に基づきまして、約0.2%の引き下げ改定ということを行うことによるものでございます。その他の増減分は3,476万円の減となります。この内容につきましては、退職等の新陳代謝によるもの及び配置がえ、昇格等の人事異動により生じた実際の所要額と当初予算計上額の差額について補正を行うもので、育児休業あるいは休職の欠員による減給も含んでいるところでございます。

職員手当等の減額分5,845万2,000円のうち制度改正に伴う増減分は5,406万7,000円の減となりました。その内訳は、期末手当の減額分が4,159万7,000円、勤勉手当の減額が1,238万5,000円で、期末手当の年間支給率、右側に書いてございますけれども、2.75月から2.6月に、勤勉手当の年間支給率を1.4月から1.35月に、したがって、期末勤勉手当の合計では、年間4.15月から3.95月としたことによるものでございます。

また、その他の増減分は438万5,000円の減でございます。これは人事異動、育児休業、休職等による減額分でございます。

以上でございます。

- 委員長（島田和雄） 企画課長。
- 企画課長（神原房雄） 企画課所管の予算について説明いたします。

13ページをお願いいたします。

8目の電子計算費のところの広域情報ネットワーク運用事業でございます。これにつきましては修繕料に不足を生じるという部分で補正をいたしました。これについては光ファイバーの移設及び電柱移設工事に対応する部分でございます。当市においては76か所の公共施設を光ファイバーで結んでいるわけですが、その中において電柱移設がいろんな事情の中において出てきます。N T Tが86本、それから東電の電柱が2,593本、共架して使っておりますので、そういう関係で東電のほうから、電柱移設という部分において光ファイバーも移設するという費用でございます。今後、約15本の移設が見込まれるということの中におきましての補正額でございます。

それから、11目諸費でございます。地上デジタル化対策事業の部分の負担金補助及び交付金でございますけれども、地上デジタル化対策事業補助金97万6,000円の補正という部分でございます。これにつきましては、9ページを併せて見ていただきたいんですが、総務費の国庫補助金に同額を計上してございます。

内容でございますが、旭市の鍋木地区におきまして、平成13年ごろに成田空港の開港に伴いまして、飛行機の影響でテレビ、アナログですけれども映りが悪いということで、当時、新東京国際空港公団が共同受信アンテナを設置をいたしました。今回といいますか、地上デジタル放送になるわけでありまして、飛行機の影響はないということではございますけれども、実態として鍋木地区については、地上デジタル放送の受信がよくないという部分もございまして、引き続き、今度は新東京国際空港公団ではなくて、そのアンテナをそのまま活用していいですよという部分に公団のほうからなりまして、それに対応する部分については、今度は地上デジタル放送ですので、国の責任において実施するというふうになりましたので、そのアンテナの部分を活用した中で地上デジタルに対応する工事費として、全部で195万3,000円かかります。それに基づきまして、補助金として国のほう、総務省のほうから97万6,000円、その部分を今回、予算計上したという部分でございます。

そのほかに補助金もNHKからの補助金が90万7,000円ございます。これは直接、鍋木地区の北門という組合のほうに直接流れることになっております。それと自己負担として7万円という部分で、総額195万3,000円について、地元負担7万円の中で、残りについては総務

省・NHKの補助金において対応するというふうになっております。鎭木地区は従来、空港のアンテナを使っている部分が、北門、中宿、山ノ下、鎭木等がございますけれども、今回においては、そのうちの北門が10世帯で組合を設立しましたので、それに対するアンテナの設置、地上デジタルを見れる形にするという工事費について補正するものでございます。

以上です。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

林委員。

○委員（林 正一郎） 今のこの地上デジタル化対策事業ということで97万6,000円ということで、ちょっと課長さん、お聞きしたいのですが、うちのほうでNHKだけが映らないんですよ。これはなぜかというと風車の影響で。これは恐らく苦情が相当出ていると思うんです。私のほうも相当、衛星放送でやったり、いろいろやってみたんですが、なかなかうまくいかないということで、これ、あの辺、調査していただいたのかどうかね、前には、旧町時代はよく調査していただいたわけですが、今回、調査をしていただいたのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが、お願いします。

○委員長（島田和雄） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（神原房雄） 今、旭市の中で、地上デジタルに切り替える部分で、テレビがよく映らないという部分は、結構問い合わせがございます。これにつきましては、基本的には今、テレビで流れているように、うちの地域については見えませんよという部分については、デジサポのほうへ連絡していただきまして、そうしますと、デジサポのほうから調査に来るのが旭市全体、これは旭市に限らず、ほかの地域でもそういう体制に国のほうはしております。

今お話がありました風車の関係で見えないという部分につきましては、原因者が風車という部分になれば、当然、原因者のほうで調査をするということになると思います。私、商工観光課長をやっておりましたときに、その担当でございまして、風車については商工観光課のほうで対応しているわけですが、その中で原因者という部分で、従来から地デジになる前から、アナログのときに風車の関係で見えないので共同アンテナを立てていたという部分もあります。今度、地デジになりましたら電波の力が強いので、今まで以上に見えるよ

うにはなるんじゃないかなという部分がありますけれども、いずれにしても風車の影響によって見えない部分については、その原因者である風車の会社等々が、その地元の方と相談しながら、また共同アンテナを立てるのか、見える部分については個人でお願いするというような話を聞いております。

○委員長（島田和雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） 見えるんですがね、このデジタルになると、チラチラとして消えちゃうわけですね。前のはチラチラとなって消えないですが、今は消えちゃうわけですね。だから、相当1チャンネルだけが苦労して、ほかはよく見えるんですが、1チャンネルだけがそういった弊害が出ているというのが、うちのほうの地元では相当あるらしいですよ。それで、電気屋さんもアンテナをいろいろと衛星にしてみたり、いろいろやってみるけれども、なかなかうまくいかない。それで南風、北風がちょっと強いと風車がぶんぶん回ると、余計それがひどいわけですよ。そんなわけで、私も課長さんにちょっと聞いてみようかなと、こう思っていたんですよ。市のほうの対応策というものも、やはり市民からそういった苦情を聞いたら、対応は一応とっていただいたほうが私は望ましいのかなと、こういうふうに思いましたので、ちょっと質問させていただいたわけです。

○委員長（島田和雄） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（神原房雄） 分かりました。今お話のあったことについては、商工観光課のほうへ伝えまして、風車の業者に、その旨、伝えるようにいたします。

それともう1つ、これはまだ国のほうで発表はしていないので、公にはちょっとできない部分もあるんですけれども、今、先ほど冒頭申し上げましたけれども、地上デジタルを見るにおいて、大体見えるんだけれども、1チャンネルと8チャンネルが見えないとか、見えるときと見えないときがあるという部分があります。それについては、1つは難視地域ということで、山を背負っている関係で見えないという部分も確かにあるんです。

もう1つは、いろんな電波が今、東京タワー、それから東金、小見川、横芝光、佐原、そういう電波が今、新しい中継基地ができています。その中継基地の電波が、気象状況とか、いろんな部分の関係で、旭市に一斉に流れたりするという部分もあるという話を今、きのうですが、ちょっと国のほうから聞きました。それについては、新たな対策を考えるという話で、国のほうでも近々発表をしたいということを言っていましたので、そういう今の時点では、デジサポのほうへどんどん電話してくださいというのは難視地域の部分なんです、今

度は電波が、いろんな電波が交じり合うといいますが、そういう部分での、それは毎日ではなくて、日によってそういうときがあると。曇り空で、ちょっと何かどんよりしているときとか、そういうときによく見えないとかと、そういうのもあるんですけども、そういう部分については、いろんな電波が来ている関係で、そういうふうになる部分もあるということで、その対策についても国のほうで今考えて、近々その対策を含めて公表するという話もありますので、いろんな事情がありますので、1つは今、お話がありましたように、風車については原因者があるわけですから、その原因者のほうに調査をある程度依頼するということもありますし、ほかの地域について見えない部分については、完全に山を背負って見えないとか、いろんな障害物があって見えない部分については難視地域という部分を指定されれば、また国のほうで対策をするし、電波のこういう入り込んでいる部分についても、今後、対策について発表するというふうになっていますので、よろしくお願いいたいと思います。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたいします。
総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、議案第3号、旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

お手元のほうに、議案第3号資料という、こういうA4の横のものが最初配ってあったと思いますので、こちらのほうをご覧くださいながらお願いいたいと思います。

この資料につきましては、任期付職員の採用等に関する条例に規定する任期付職員の採用要件や任期などについてお示した表でございます。

最上段の網かけの部分については、条例の中の条項を記載してあります。

まず第2条第1項、特定任期付職員でございますけれども、の採用要件については、高度の専門的な知識経験又は優れた見識を有する者、例えば弁護士ですとか公認会計士等を一定期間活用して、業務を遂行することが特に必要な場合には、任期を定めて採用できるというものでございます。

下の段へと順次説明をさせていただきます。

の採用方法についてですけれども、任期付職員の全般の、これは共通事項になりますけれども、任命権者の選考により採用できるというものでございます。

任期につきましては、法律において5年を超えない範囲内で任命権者が定めるといふものとしております。

の給料に関しては、一般職の行政職給料表は適用せず、条例第7条第1項に規定する特定任期付職員用の給料表が適用されるということになります。

また のその他としましては、任期付職員全般に言えることでございますけれども、勤務条件や服務等に関しては、定年制度を除いては一般職の職員と同様の扱いとなるというものでございます。

それでは、真ん中の列の第2条第2項の任期付職員につきましては、第1号から第4号の4種類がございます。

その採用要件につきましては、第1号につきましては、専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するが、その適任者の確保が一定期間困難な場合でありまして、これは先日、本会議にて質問の中でご説明をさせていただきましたが、現在、市が任期付職員として採用を来年予定をいたしております千葉県警察本部の再任用警察官の採用に当たりましては、ここの条項を根拠として採用させていただく予定でございます。

次に、第2号につきましては、急速に進歩する技術等、例えばコンピュータシステムに関する専門的な知識経験を有する者等を雇用する場合でございます、その知識経験を有効に活用できる期間が一定の期間に限られる場合。

第3号は、現に専門的な知識経験を有する職員が一定期間、他の業務に従事させる必要があるとき、その後任として、その期間に適任の職員を市役所内で確保しがたい場合でございます。

次に、第4号は、経営コンサルタント等、公務外での実務経験で得られる最新の専門的知識経験を有する者を雇用する場合で、その知識経験を有効活用できる期間が一定の期間に限られる場合の規定でございます、それぞれ任期を定めて採用することができるようにするものでございます。

採用方法、任期については、特定任期付職員と同様でございます。

給料につきましては、一般職の職員と同じ行政職給料表を適用し、採用する職員の経験、経歴、他の職員との均衡等を考慮して決定することになります。

一番右側の欄の第3条、第4条の採用条件でございますけれども、第3条関係といたしまして、公務の能率的運営を確保するため、(1)としまして、一定期間に終了することが見込まれる業務、(2)として、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる場合等に、一

般的な事務を行う職員として任期を定め採用することができるというものでございます。

第4条関係につきましては、任期付の短時間勤務職員に関する規定となっております。採用要件については、ただいま第3条で申し上げた(1)(2)の要件に加えまして、窓口業務の時間延長など、住民に対して直接提供されるサービスに係る業務や、それらサービスの延長または繁忙期の体制の充実並びに維持する必要がある場合、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができるということになっております。

第3条、第4条の任期付職員の任期については、法律により3年を超えない範囲内で任命権者が定めるとされておりますけれども、括弧内の記述になりますけれども、第3条の(1)の業務について、当初の見込みを超えて期間延長された場合等、やむを得ない事情により任期を延長することが必要な場合には、5年を超えない範囲内で任期を延長することができるというものでございます。

給料については、行政職給料表の最下段に、今回新たに加えさせていただく任期付職員の給料表を適用することといたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長(島田和雄) 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

(発言する人なし)

○委員長(島田和雄) 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
企画課長。

○企画課長(神原房雄) 議案第8号につきましては、本会議で説明した以外に、追加して説明することはございませんので、ご質問にお答えしたいと思います。

以上です。

○委員長(島田和雄) 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

飯嶋委員。

○委員(飯嶋正利) 先ほど委員長の報告のように、10月に総務常任委員会のほうも行政視察で、この定住自立圏のほうを見てまいりました。

当市におけるこの定住自立圏のビジョンの策定の進捗状況、また具体的にどのような事業

を計画しているのか、分かればご報告いただきたいと思います。

○委員長（島田和雄） 企画課長。

○企画課長（神原房雄） それでは、定住自立圏ビジョンの進捗状況についてお話をいたします。

共生ビジョンの懇談会の委員の委嘱というものがまず必要になりますので、それにつきましては8月23日に委員の委嘱を行いました。委員につきましては、公募委員が2名、それからビジョン記載の各分野の団体から推薦で14名、トータル16名の委員の選定を行いました。

内訳ですが、医療が2名、福祉が1名、教育が1名、産業が4名、人材育成が1名、地方公共交通が1名、地産地消が2名、交流1名、都市機能が1名、それと公募委員2名の16名でございます。

委嘱が終わりまして、第1回目の懇談会を開きまして、定住自立圏の制度の概要について、定住自立圏の共生ビジョンの概要について、予定する事業等のお話をいたしました。そこでの主な意見としては、構想に取り入れるべきものとして、道の駅、企業誘致、特産品開発、中心市街地活性化、観光情報発信などが挙げられておりました。

第2回の懇談会については、10月20日に開催をいたしまして、説明した内容としては、定住自立圏形成方針の修正という部分で、今回の修正を含めてのお話をして、それから定住自立圏共生ビジョンの素案をお示しをいたしました。そこでの主な意見につきましては、ビジョンについてはおおむね了承をいただきまして、その中の産業振興の中で、経済効果につながる一歩を歩んだやり方等々について検討してほしいという部分の意見が主な意見でございました。

今後の開催予定でございますが、第3回懇談会については、今月の15日に開催する予定でございます。その時点で定住自立圏の共生ビジョンの案ということで、ほぼ最終段階のものとするものを提示する予定であります。それが過ぎましたら、今度は第4回懇談会ということで、平成22年3月に定住自立圏共生ビジョンの承認ということで承認をいただくという部分で考えております。当然、承認をいただきましたら、ホームページ等で公開をする予定でありますし、3月議会におきましてお示ししたいというふうに考えております。

事業の数がございましたが、今、検討している事業の数は約30事業を考えております。

以上です。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

- 委員（林 正一郎） 余り質問したくないのですが、非常に産業振興のところで、3ページに書いてありますように、非常に立派な項目でございますが、例えばこの海上地域で地元の朝市ということと、「地域住民主催の活動を地域資源とし再評価して観光振興を図る」というふうに書いてございますが、旧飯岡地域でもいいおか荘前で、これは早くから、もう20年近く朝市を、かあちゃん市をやっているわけですね。これが漏れているというのはどうかと、こういうふうに私、今ちょっと感じたものでね。

それと、この漁港と釣り宿と、こういったもののことが書いてございますので、これはこういうことかなと、こういうふうに思っておりますが、あと、このイベントで都市部のほうにいろいろと、ここに朝市、これは飯岡駅のほうですね、書いてあるのは。飯岡町時代には、タカミメロンを千葉のそごうで売ったり、東京駅でやったり、いろいろイベントをやってきたわけですね、それらがちょっと地産地消の中で欠けているなど、こういうふうにちょっと今、目を通して見たわけでございますが、もう少し具体的にその点もお願いしたいというのが、再検討する余地はあるんじゃないかなと、こういうふうに思いますので、課長さんのご答弁をお伺いします。

- 委員長（島田和雄） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

- 企画課長（神原房雄） 今、委員さんからお話がありました海上朝市で飯岡にはないという部分ですが、これについては前回もお話をいただきまして、すべてのものを網羅して具体的に書けば本当はいいのかもしれませんが、特徴的なものとして記述してございますので、そういった中では海上の部分が、そういう部分はなかったというか、そういう部分の中で特徴的というふうに表してあります。

メロンについては、確かにタカミメロン、有名な部分でございますので、きょう、お話があったことについては、この15日の懇談会にお話をしたいと考えております。

以上です。

- 委員長（島田和雄） 林委員。

- 委員（林 正一郎） もう1点、私もいつも感じているところなんですが、旧飯岡町も恐らく旧町は、空き家が多いじゃないかと、こう思っているわけですね。この空き家対策というもので、やはり課長さん、ひとつ行政側で考える余地があるんじゃないかなと、こう私なりに思っているわけでございますが、きょう、千葉興業銀行の常務が、朝、暮れのごあいさつに来まして、いろいろと10分ほど対談をしたわけでございますが、私も常日ごろ思っている

ことを、この千葉県民ですか、この東総地域の市民は思っているんだと、そういうふうに自分なりに感じたわけですが、東金地区は、人口は旭市よりちょっと東金市は少ないわけですが、あの周辺としては多いわけですが、それは何で東金地区の人口が減っていったのかということは、課長さんお分かりかと思いますが、それは何でもないんですね、医療体系が整っていない。旭市は中央病院があるから、これを核として医療人口が、年をとった場合には、すぐに病院へ行かれるというようなことで、この旭市の人口の減が、旭市も減ってはおりますよ、減ってはおりますが、減る比率が少ないということでございますね。

それとこの間、私のような商売をしていますと、いろんなところから中央病院に通いたい。だから東京から引っ越してきたいと、高齢者がいっぱいいるわけですね。だから、そういったことでございますので、この定住自立圏の構想を練るからには、やはり空き家対策というものが、空き家対策をすることによって人口も増ということも考えられるわけでございますので、その点が1つも入っていないということが、私はちょっと寂しいなという感じを受けましたので、課長さんにお伺いいたします。

○委員長（島田和雄） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（神原房雄） 委員さんのご質問ですが、これも先ほど答弁したのと同じになりますけれども、今、委員さんのお話があったことにつきましては、15日の会議の中において検討したいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） お尋ねをいたします。

今、海上の朝市の話が出ましたけれども、後で道の駅の建設というのがこの中に入りますよね。そうすると、例えば道の駅が今度盛んになると、どんなものか分かりませんが、そっちの影響にも、朝市のほうにも影響が出るんじゃないかと思うんですね。それで、先ほどのお話ですと、3月にビジョンの承認がされるということです。その道の駅を、どのぐらいの規模で、どんなふうな感じに持っていきたいのか、その辺をちょっとお話し聞かせていただけないでしょうか。

○委員長（島田和雄） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

- 企画課長（神原房雄） この定住自立圏の形成方針という部分につきましては、まず、ビジョンを策定するについて、ある程度、形成方針の中の文言の中で、それが読み取れないと、ビジョンのほうで、例えば今回の部分もそうなんですけども、学校給食センターという具体的なビジョンの中で実施しますということで、今回、形成方針の変更をいただきました。

具体的に学校給食センターという部分で、それを建てるについて、この形成方針の中で、そういった、それを食育だったり、旭市の食育を生かす、そういうものを進めますよという言葉がないという部分で、結局、旭市は何でもあるという部分がありますので、学校給食センターについても、地元のそういうものを使うんだという部分で、食育を充実させるという言葉があるので、逆に学校給食センターができるんだという、そういう作り方なもんで、ですから道の駅についても、直接、道の駅という部分では示しておりませんけれども、地産地消とか、そういう部分の中で道の駅ができるような形を考えていますという部分で、具体的に道の駅をどういう規模で、どういう形でという部分については、これから検討する部分でありまして、そういった道の駅的な部分について、先に事業ができるような形を形成方針で定めているという部分ですので、あくまでも実施する部分については、これから検討するという部分でございます。

ですから、今回の形成方針の中で、道の駅という話を具体的に言いましたけれども、そういった事業がビジョンの中で取り入れることができるように、市のほうでそれを進めることができるようにということで、今回、地産地消という、そういう部分の中で改正をお願いするというので、具体的に道の駅を今後どうしていくか、どのようにつくっていくかという部分については、これからということになります。これは検討委員会を作って実施すると。あくまでも、これはこういう事業を旭市として定住自立圏の中で考えていきますよという項目だけでございますので、今後それを実施するというふうになれば、委員会であったり、検討委員会であったり、いろんな組織が必要になってくるというふうに思っております。

- 委員長（島田和雄） 林委員。

- 委員（林 正一郎） この道の駅の問題ですが、私はこれはもう持論でございますが、20年前からもう大反対の1人なんですけど、正直なことを言って、なぜこの道の駅をつくって、どれだけのことをやるか分かりませんが、この前、大塚議員も一般質問でやっておりましたが、まさに民業の圧迫にならないかということが、まず第一義的に言えることなんですね。これはちょうど小売業者というものは、日本の小泉総理の時代に、要するに竹中平蔵さんが市場原理主義を用いたわけですね。これで要するに日本の流通業界というのは大きく変わってき

たんですね。今から20年前に、うちの個人的なお話をして申し訳ないですが、うちのビルの所に千葉そごうが出店した。旭の商調協が100坪以上は許可しないということで98坪で出店して、あとは倉庫とか事務所に使ったわけですが、それで営業を開始した、開店したわけですが、そういったものを全部撤廃しちゃったから、この問屋制度というのはなくなっちゃったんですね。だからもう小売業者というのは全部つぶれてきちゃった。今になってシャッター通りができたと言国が大騒ぎしたって、これは間に合わないですね、だからそういったこと。

それと、旭市で果たして道の駅をつくってペイするかということですね。私は毎年1億ぐらいの損をしていくと思います、はっきり言って。いいおか荘よりもっと悪くなると思います。それはなぜか、皆さん、考えてみてください。大企業に役所が道の駅をつくってペイするわけがないです、ノウハウが違います。旭市は、もういっぱいあるでしょう、カインズもあればベイシアもあるし、ビッグハウスもある。あの人たちに対抗しようと。カスミが対抗して負けて、やはり旭市から撤退したわけですね。それなのに道の駅なんかつくってね、10億も15億も、ましてどのくらいの規模でやるのか分かりませんが、補助金はないわけですね。20年前はありました。しかし今はない、全部自己財源でやる、この旭市は、今、言っては悪いけれどもイエローカードですよ。そういったときに、そんなものをやったら大変なことになる、私はこう思いますよ、はっきり言って。

それでも、やはり駅長さんを、この間、総務委員会で多古町へ見に行きましたね。そして、千葉そごうのやはり部長クラスが駅長になってやっているわけですね。だから、この辺では今、昔はスーパータイヨーと言っていました、ビッグハウス、ここあたりが非常にノウハウが優れていると今言われているんですね。旭市で一番売れているのはビッグハウスですね。そういったバイヤーを頼んで駅長にしてやっていくというのなら、私はどうかなと、無理無理バイヤー程度で1億円か2億円の、いいおか荘の再建の起死回生のためにやるというのなら話は分かりますが、そんな膨大な考えをしてやるということだったら私は反対と。20年前から反対ですから、今になって反対というわけではございませんから、これはペイしない。役所がやる能力ではまず無理だと、私はそういうふうに最初からもう言うておきます。その点に対して慎重を期して、やるなら慎重を期してやっていただきたいということを質問とします。それにお答え願います。

○委員長（島田和雄） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（神原房雄） 今、委員さんからお話がありました。慎重を期してということでご

ざいます。うちのほうとしても慎重を期してという部分で取り組んでいきたい。今回この部分を変更したのは、選択肢として今、検討委員会で道の駅の検討をしております。その中においても、ある程度必要だという部分もありました。また、懇談会の委員からも道の駅の検討も必要じゃないのという話がありましたので、選択肢として、将来、そういう部分を手がけることができるように形成方針も直したという部分ですので、今後の議論等を踏まえまして慎重に対応していきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（島田和雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） 参考意見ですがね、農水産課長は、きょう、いないと思いますが、要するに産業まつりも、これもやっぱり大きな問題があるんです。産業まつりをやると、人が来たと喜んでおりますが、やはり流動人口で大勢来たと喜んでおりますが、しかしその反面、デメリットもあるんです。産業まつりをやると、また港まつりでもやりますが、要するに魚が1か月売れないと、野菜も売れないと、何も売れないと小売業者は泣いているわけですね、はっきり言って。そういった反面調査をやはりしているのかということを私は質問します。それに対してお答え願います。

○委員長（島田和雄） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） ただいま、林委員さんから貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。ございます。

それで、最後の反面調査でございますが、ちょっとここで私のほうで把握しておりませんので申し訳ないですけども、その辺、ご理解いただきたいと思います。

そして、これから道の駅を進めるに当たりましては、ただいまいろいろ民間人の駅長ですが、そういうきちんとノウハウを持った者でやると、これはいろいろ肝に銘じまして、これから計画を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
企画課長。

- 企画課長（神原房雄） では、議案第9号について補足をいたします。これにつきましては、本会議、それから議案質疑でもございましたが、もうちょっと説明したいと思います。

今回の東総地区広域市町村圏事務組合規約の改正につきましては、平成21年3月31日をもって国の広域行政圏計画策定要綱、それからもう1つのふるさと市町村圏推進要綱が廃止されたことに伴いまして、平成23年度以降において、市町村圏の振興整備に関する計画策定及び東総地区ふるさと市町村圏計画の策定は行わないとするものでございます。

この国の定めた2つの要綱が廃止された背景としましては、市町村の合併の進展に伴いまして、広域行政圏内の市町村数が著しく減少した圏域、それから広域行政機構を有しない圏域が広がっております。そういった広域行政圏を取り巻く状況が圏域ごとに大きく異なるという様相になっておりますので、今までのように都道府県知事が圏域を設定しまして、行政機能の分担等を推進してきた施策については廃止するというものでございます。

今後の広域連携につきましては、一部事務組合等の事務の共同処理の諸制度を活用しまして、地域の実情に応じて関係市の自主的な協議により行うということになります。

よって、東総地区ふるさと市町村圏基金のうち構成市の出資金総額等につきましても、取り崩しが可能となりましたので、取り崩しができるように所要の改正をしたものでございます。

以上でございます。

- 委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

太田委員。

- 委員（太田将範） 私、広域の議員もやっているんですけども、ここに書かれております「計画の策定及びその実施のための連絡調整」を「事業の実施」に改めとなっておりますけれども、何の事業をやるのか全く書いてございません。説明を求めます。

- 委員長（島田和雄） 太田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

- 企画課長（神原房雄） 今ご説明したとおり、ふるさと市町村圏という国の制度がなくなったので、今度は東総広域市町村圏組合の事業として、当面は今の形を続けていくという部分ですので、ふるさと市町村圏で実施している事業がいろいろございますけれども、その事業を、1つは海外研修とかいろいろな部分がございます。そういうものを東総の事業として実施していくということになります。

○委員長（島田和雄） 太田委員。

○委員（太田將範） 東広独自の事業といいますけれども、この部分につきましては、東広の事業として行っております事業なんですけれども、これがきちっと位置づけられているのかということになるとですね、なかなかよくわからないところが議員としてもあるわけなんです。調整を行うということと、事業として行うのは、どういう意味合いが違うのかということなんですけれども、その辺の説明をもう一度お願いいたします。

○委員長（島田和雄） 太田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（神原房雄） 今までは、国のそういった要綱、2つの要綱に基づいて事業を実施していました。今度はそういう要綱が廃止されたので、東広の事業として実施をするという部分になるということです。

（発言する人あり）

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） 一般質問でも、これは出ましたけれども、もう一度この東広の事業を確認したいと思います。説明をお願いします。

○委員長（島田和雄） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（神原房雄） 現在行っている事業でございますが、市単独で行うより広域でやったほうが効率的だという部分で、職員採用試験、職員共同研修、それから中学生の海外派遣研修、それから圏域内の共通課題でございます銚子連絡道路の早期完成に伴う諸事業、それとごみ処理施設の建設等々でございます。

○委員長（島田和雄） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） 高橋さんの一般質問でも、これは出ていましたけれども、役割としては、もうかなり薄くなっているのかなという感じはしますね。職員の採用試験、それから例えば研修、今、市も大きくなっていますので、昔とは多少違うと思いますね。

ですから、そういった形で終息に向けた、これを取り崩しもできるわけですね。大体、旭市が3億ちょっとあるし、結構お金もあるし、これが存続することによって結構経費もかかってくるんじゃないでしょうか。ですからそういった、今は取りあえず一段階としてこれでいいとしても、終息に向けた何か取り組みをしていったほうがいいような気がしますね、

意見です。

- 委員長（島田和雄） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

- 企画課長（神原房雄） あくまでも、先ほど申し上げましたけれども、単独でやるよりもいいんではないかという部分での共同処理という部分であります。それと同時に、今は銚子連絡道、それからごみ処理という部分もございますけれども、それ以外にも、今後そういう必要なものも出てくるだろうと思いますし、現在のそういういろいろな問題につきましても、いましばらくは、そういう部分の形で進んだほうがいいという部分であります。

先ほど申し上げましたけれども、2つの国のそういう要綱が廃止されましたので、今後は自主的な協議というふうになりますので、3首長の中で、そういう部分の議論の中で、今後は進めるというふうになりますので、その中では、そういう意見も今後出てくる可能性もございます。

以上です。

- 委員長（島田和雄） 太田委員。

- 委員（太田将範） 一般質問で環境課長からの回答でしたけれども、現在、ごみ処理の関係におきましては、決まっているのは、場所が野尻地区ということと、大体5ヘクタール程度の面積が必要だと。日量200トン进行处理できる能力がある炉ということしか決まっていなそうですね。ですから、東広のごみ処理をどこまでやるのか、市町村との線引きだとか、そういうものは一切決まっていません。ですから、どこがどれだけのコストが上がるのかということにつきましての答弁、計算のしようがないということなんです。ですから、以前、行った試算というのはありますけれども、今後行うものについては、試算というのはないんじゃないかと思います。その点でお答えをお願いいたします。

- 委員長（島田和雄） 太田委員、ただいまの質問ですが、所管が若干違うということで。

そのほかに質疑ございませんか、いいですか。

（発言する人なし）

- 委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

- 委員長（島田和雄） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（島田和雄） 賛成多数。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市定住自立圏形成方針の変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（島田和雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

- 委員長（島田和雄） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

企画課長。

- 企画課長（神原房雄） それでは、企画のほうから、きょう、お手元に資料があると思いますが、成田国際空港の増便に伴う飛行ルートの変更についてという資料が、ここに書かれているとおり、成田空港につきましては、年間の発着回数を30万回に増便するというものを計画しておりまして、それに伴いまして一部の飛行ルートを変更するという部分でございます。

旭市に関係する変更でございますが、まずこの大きな白地の矢印がございます。鹿島灘から東庄町、旭市を通過して海へ出る大きな矢印でございますが、この高度が今度は変わるという部分でございます。降下高度が今までは県と国との約束の中で6,000フィート以上という部分がございましたが、今後の発展のためという部分もありまして、到着便の混雑等々の場合に限りという部分ではございますけれども、高度が今度は6,000フィートから4,000フィートということで、メートルにしますと1,800メートルが1,200メートルまで徐々に降下するという部分であります。鹿島灘から入ってきまして、旭市の上空を通過して海岸線においてという話にはなっておりますけれども、1,200メートルになるという部分でございます。どうしても便数が多くなるために、どうしても低空の中で、いろいろやりとりが必要だという部分であります。

もう1点につきましては、南風時の離陸ルートということで、これは飛行機が出る部分ですね、離陸する部分でありますけれども、矢印にありますけれども、飛び立ちまして海へ出まして、ぐるっと旭市の上空を回って、多古町を回って行くという部分で、これも南風時の離陸ルートという部分でありまして、この部分について新たなルートとして新設されると。これについては高さは3,600メートル以上という部分でございます。これにつきましては、市民の周知ということで12月15日の広報に掲載して周知する予定であります。

以上です。

- 委員長（島田和雄） 財政課長。

- 財政課長（加瀬正彦） それでは、財政課から2点ほどご報告させていただきます。資料は特にございません。

まず1点目ですけれども、先ほど補正予算の補足説明の中で、地方交付税法の一部改正、

それから増額について申し上げました。その概要につきましてご説明いたします。

まず、国におきまして、平成21年度の決算剰余金、それから22年度の国税収入の増額の補正というのが行われまして、これに伴いまして地方交付税の法定率分の増加額等がございます。これは21年度の決算剰余金と合わせまして約1兆3,000億円でございます。このうち約1兆円を平成23年度分の地方交付税の総額に加算しますという法改正です。それと残りの3,000億円については平成22年度に増額交付しますと、そういう改正が11月26日に成立したところでございまして、内訳は普通交付税の雇用対策・地域資源活用臨時特例費、これが拡充されましたことと、調整額が復活したということで、このうち特別交付税180億円ほど回すということになります。

あと旭市に対する交付額なんですけれども、これは再算定、いわゆる計算をし直した結果なんですけれども、2億5,710万7,000円という、約2億5,000万という金額が増額されまして、平成22年度の普通交付税の総額なんですけれども、81億8,823万8,000円と、このような数字になりました。当初予算は71億円組んであったわけなんで、対予算で10億8,823万8,000円の増ということになります。今回、補正で一部使用しておりますので、この結果、この補正の後の留保額、いわゆるこの先の支出に備えるお金ということで7億3,800万円ほど残っているということになります。これらは実は一昨日に省令等も改正されまして、昨日、正式にこの額が示されましたので、この場でご説明させていただいたところでございます。

なお、特別交付税は12月と3月の交付でございますので、交付税全体の総額というのは、まだ決定していないという状況でございます。

それから、2点目なんですけれども、本会議、13日の最終日しか残っていないわけなんですけれども、契約案件の追加議案をお願いする件でございます。今議会の冒頭、市長の政務報告の中でも契約事務を進めている旨、申し上げたところ、都市計画道路の谷丁場遊正線でございます。

去る11月4日に一般競争入札の公告をしてございます。12月6日、この月曜日に開札いたしました。この結果、落札者が決定いたしまして、12月8日、昨日ですが、仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条、それから市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いしたく、13日、最終日ではございますけれども追加提案をさせていただきたいというものでございます。

契約の名称を簡単に申し上げますと、契約の名称は、道路新設工事（橋梁下部工）になります。ＪＲ総武本線との交差部に橋台を施工する、いわゆる橋の下の基礎の部分ですね、そ

れを施工すると。

契約方法ですが一般競争入札、契約の金額は1億1,067万円であります。予定価格は税込みで1億5,481万2,000円でした。

契約の相手方ですが、株式会社阿部建設でございます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 資料はございませんが、税務課から3点ほど諸般の報告をさせていただきます。

初めに、インターネット公売についてでございますが、今月の2日、市税の滞納者から差し押さえた物件を、初めてヤフー官庁オークションに参加し、競り売を行い、すべて落札され換金されました。実施の情報につきましては、市のホームページからご覧になれます。これからも次々に行う予定でございますので、よい物件がありましたら、皆さんもぜひ参加してください。

次に、コンビニ収納についてでございますが、来年4月からライフスタイルの変化に伴い、納税窓口を拡大し、納税者の利便性を向上させるとともに、徴収率アップを期待し、コンビニで収納ができるよう準備を進めております。

それから3点目ですけれども、税務分室についてでございます。

事務事業の見直しとして、市民に不便が生じないように配慮し、来年4月から税務分室の廃止をする方向で準備を進めております。

以上3点でございます。

○委員長（島田和雄） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 俊介） 今、税務課長のほうから報告がありましたけれども、納税、コンビニと言いましたけれども、市内すべてのコンビニで行う予定ですか、特定な、例えばセブンイレブンだけとかじゃなくて、すべてでということに理解してよろしいですか。

○委員長（島田和雄） 税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 市内にあるコンビニにつきましては、すべてというふうにご理解いただきたいと思います。

○委員長（島田和雄） 林委員。

- 委員（林 正一郎） 企画課長と大分仲よくなりまして、質問して申し訳ありませんが、ちょっと1点だけ聞きたいのですが、この飛行ルートで旭市を通る、高度も相当低いということで、騒音関係はどうなのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

それともう1点は、旭市に補償金が出ないのかなということも、2点お聞きいたします。

- 委員長（島田和雄） 企画課長。
- 企画課長（神原房雄） 騒音につきましては、60デシベルという部分でありまして、一般的な例では、静かな乗用車の中が60デシベルというふうになっておりますので、向こうの判定ですけれども、そういうレベルという部分であります。

その騒音対策という部分については、空港周辺対策を含めた騒防法という部分がございます、それには該当しないという部分でありますので、補助とか、そういう対策費というのはいりません。

- 委員長（島田和雄） じゃ、そのほかございませんか。

太田委員。

- 委員（太田将範） 税務の分室の廃止ということでございますけれども、イメージがちょっとわからないんですが、収納窓口等は各支所にあるということでしょうか。
 - 委員長（島田和雄） 税務課長。
 - 税務課長（堀川茂博） そのとおりでございます。収納はできます。納税はできます。それから諸証明につきましても、従来どおりできる方向で準備を進めております。
 - 委員長（島田和雄） ほかにございませんか。
- （「なし」の声あり）
- 委員長（島田和雄） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

-
- 委員長（島田和雄） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時23分

旭市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 島 田 和 雄